

墨書土器からみた古代房総の郷と村と集落・家族

天 野 努

目 次

1. はじめに	217
2. 郷名記載墨書土器からみた集落・郷	217
(1) 国・郡・郷記載墨書土器と集落・郷	217
(2) 郷名を表記した墨書土器と集落・郷	222
3. 地名記載墨書土器からみた集落・村	226
(1) 「小地名+〇〇」の記載形式をとる墨書土器と集落・村	227
(2) 「小地名」のみ表記の墨書土器と集落・村	232
4. 人名記載墨書土器からみた集落・家族	235
(1) 人名記載墨書土器と集落・戸籍	235
(2) 人名記載墨書土器と集落・家族	238
5. 郷と村と集落・家族	245
(1) 郷と村と集落	245
(2) 集落と家族	247
6. おわりに	249

1. はじめに

近年、奈良・平安時代の集落遺跡の発掘調査により、房総地域では数多くの墨書土器をはじめとする文字資料が出土している。なかでも、集落遺跡から出土している墨書土器は現在までに500遺跡以上、2万点にのぼるともいわれている。

これらの墨書土器はその大半が1文字のみの記載であるが、複数の文字が記載されたものや人面墨書土器もある。そして、最近の研究により、こうした集落遺跡から出土する墨書土器は、その多くが村落内部における祭祀・儀礼などの行為にともなって使用されたものであることが明らかとなってきた。特に、古代の印幡郡から香取郡の地域にかけて出土している多文字の墨書土器は、神仏への祈願・信仰など村落祭祀の実体を端的に物語る内容を文章化したものが多くみられ、1～2文字の墨書土器の意味を解明出来る貴重な資料となっている。記載された文字には、集落に居住していた人々の名前やその人の属していた律令制下の地方行政組織である国・郡・郷の行政地名、村や里と考えられる小地名、寺の名前や僧侶といった仏教関係の文字等様々なものがあり、文献史料の乏しい古代の在地社会を解明していく上で、有効な手がかりとなってきている。

筆者はかつて、県内の集落遺跡から出土した墨書土器のなかで、国・郡・郷名や地名・人名を記載した墨書土器を取り上げて、そこからどのような情報が得られるか述べたことがある⁽¹⁾。その後、これらの墨書土器はさらに出土例が増加している。この為、本稿では改めて、墨書土器のなかから古代の行政地名である郷名や人名、さらに村名に該当すると考えられる小地名などを取り上げて、それを素材として、古代房総の集落遺跡と当時の郷や村との関係を検討するとともに、さらには、人名を記載した墨書土器からその集落に居住していた人々と戸籍や家族の問題についても考えてみようとするものである。

2. 郷名記載墨書土器からみた集落・郷

ここでは、集落遺跡から出土した郷名記載の墨書土器から、集落遺跡と行政組織である郷との関係についてみておきたい。

郷名が記載された墨書土器で、集落遺跡から出土したものは県内では10遺跡33点程が知られている。その種類や記載形式からみると次のように大別される。

- (1) 行政地名である国・郡・郷が記載された墨書土器
- (2) 郷名が表記された墨書土器
 - ア「郷名+〇〇」の記載形式をとる墨書土器
 - イ 郷名のみが表記された墨書土器

以下、これらの墨書土器を類別ごとに取り上げてみていく。

(1) 国・郡・郷記載墨書土器と集落・郷

国・郡・郷を記載した墨書土器は、次の7遺跡から10点が出土している。

<八千代市上谷遺跡>

- ①「下総国印幡郡村神郷丈部□刀自咩召代進上延暦十年十月廿二日」(土師器甕・8C第4四半期)(第1図1)
- ②「□幡郡村□」(土師器坏・9C前半?)
- ③「□神郷丈□」(土師器坏・8C末~9C初頃)

<八千代市権現後遺跡>

- ④「村神郷丈部国依甘魚/人面」(土師器坏・9C前半)(第1図2)

<八千代市北海道遺跡>

- ⑤「□村神丈□」(土師器坏・9C前半)

<四街道市南作遺跡>

- ⑥「山梨郷□□」(土師器坏・9C)(第1図3)

<多古町信濃台遺跡>

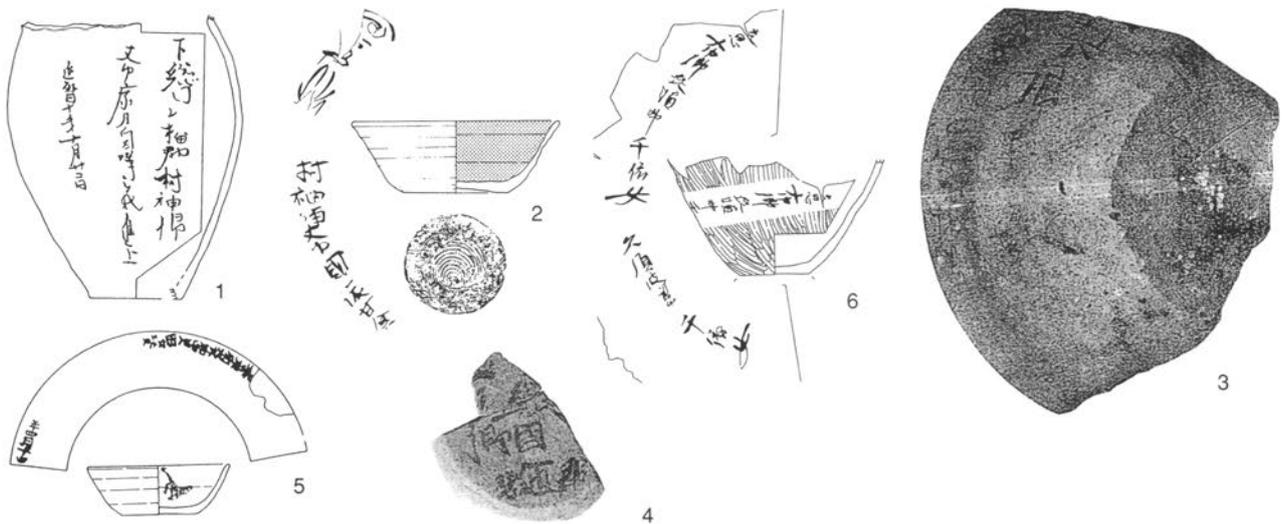
- ⑦「下総国迺瑳郡玉作郷」(土師器坏・9C前半)(第1図4)

<佐原市吉原三王遺跡>

- ⑧「□香取郡大坏郷中臣人成女替承□ □年四月十日」(土師器坏・9C前半)(第1図5)
- ⑨「□香取郡大坏郷中臣人成女替承□」(土師器坏・9C前半)

<我孫子市西大作遺跡>

- ⑩「意布郷久須部千依女/久須波良部千依女」(土師器甕・9C前半)(第1図6)



第1図 郷名記載墨書土器

これらは、その表記が「国+郡+郷+人名+(身召代・進上)+年月日」の記載形式を基本とするものである。このような多文字墨書土器は、①や④のようにその多くが記載された内容から、延命や招福除災を願って在地の国神や疫神などに対する祭祀行為に伴って記載されたものであり、そこに記載された行政地名は、その後が続いて記載されている人名の本貫を示すものと理解されている⁽²⁾。この点を踏まえて、次に①~⑩の墨書土器に記された「郷」とその比定地との関係などについて、出土した遺跡とその所在地をもとにみていこう。

①～⑤の墨書土器は、いずれも「下総国印幡郡村神郷」の郷名を記載したものである。これらを出土した上谷遺跡⁽³⁾、権現後遺跡⁽⁴⁾、北海道遺跡⁽⁵⁾は、八千代市のほぼ中央を流れる新川（旧平戸川）流域に所在する遺跡で、権現後遺跡と北海道遺跡が新川西岸の八千代市萱田の地に、上谷遺跡は東岸の同市保品の地に所在している。

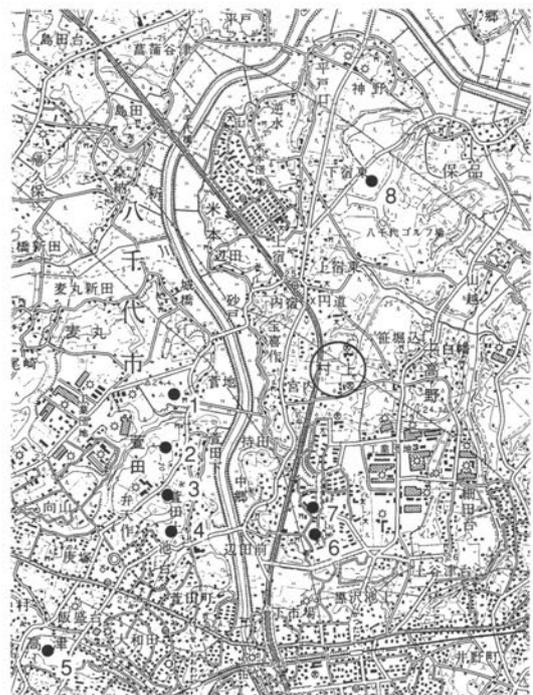
墨書土器に記載された「下総国印幡郡村神郷」については、この新川東岸の地に郷名の遺称と考えられてきた「村上」の地名（八千代市村上-近世「村上村」）が所在している⁽⁶⁾。そして、権現後遺跡から④の「村神郷」記載人面墨書土器の出土を契機としたこれまでの研究によって、「村神郷」が新川流域一帯に所在する権現後・北海道・井戸向・白幡前・高津新山・村上込の内・名主山等の複数の遺跡群によって構成されていたことが明らかとなってきた⁽⁷⁾。

「村神郷」記載の墨書土器を出土した上記3遺跡と郷名の遺称地と考えられてきた「村上」の地との距離をみると、権現後遺跡が新川を挟んで西約1km、北海道遺跡が同じく南西約1.2kmの地にあり、上谷遺跡はこの両遺跡とは逆に「村上」の地と同じ新川東岸の北東約2kmの地に所在している。上谷遺跡は近年発掘調査された遺跡で、全体の5分の2程が調査報告されている段階の為、詳細は明らかではないが、8世紀中頃から10世紀前半頃までの竪穴住居跡176軒、掘立柱建物跡175棟等が検出されている大規模な開発型集落である。この上谷遺跡から出土

した「村神郷」の郷名記載の墨書土器は、「村上」の地名のある新川東岸の地域からは初めての出土であり、上谷遺跡が「村神郷」を構成する有力な集落遺跡の一つであることを示すとともに、「村神郷」が新川流域一帯の地域に比定されることを明確にさせるものである。そして、このことは、その地名から郷名の遺称地と考えられてきた「村上」の地名が、実際に、すくなくとも8世紀まで遡って迎えられることを示すとともに、まさに古代の郷名（地名）を現在まで受けついできていることを証明するものでもある。また、「村神郷」を構成する集落遺跡の所在地の位置関係からみると、少なくとも新川流域の南北約6km、東西約5km程の範囲のなかにある集落をもとにして「村神郷」が形成されていたのではないかと想定することが出来る。

⑥の「山梨郷」記載の墨書土器を出土した南作遺跡は、印旛沼に注ぐ鹿島川西岸の四街道市成山字腰巻の地に所在している。この遺跡からは、奈良・平安時代の竪穴住居跡160軒と掘立柱建物跡31棟が検出されており、奈良時代に開発された集落と考えられる遺跡である⁽⁸⁾。

郷名記載の墨書土器は、調査概報に掲載されている写真から判断すると、9世紀前半頃と考えられる土師器坏形土器で、文字は体部外面に横位で記されている。全体で2分の1程の破片で「山」の文字の中程の所で欠損しているため、山梨郷の上部に郡名等の文字が記されていたかどうかは不明であるが、山梨郷

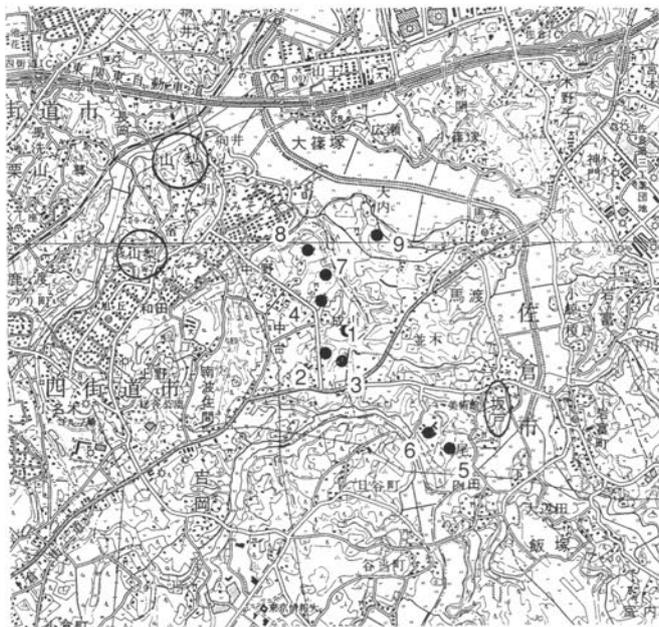


第2図 村神郷と集落遺跡

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1 権現後遺跡 | 2 北海道遺跡 | 3 井戸向遺跡 |
| 4 白幡前遺跡 | 5 高津新山遺跡 | 6 村上込の内遺跡 |
| 7 名主山遺跡 | 8 上谷遺跡 | |

の下に文字が続き「山梨郷□□・」と読みとれることが報告されている⁽⁹⁾。この点からみると、「国+郡+郷+人名」記載のものと同類の墨書土器として理解可能である。

この墨書土器を出土した南作遺跡から、北西2km程の地には、「山梨」(四街道市山梨)の地名がある。



第3図 山梨郷と集落遺跡

- 1 南作遺跡 2 笹目沢Ⅰ遺跡 3 笹目沢Ⅱ遺跡 4 浮矢遺跡
- 5 塚戸広遺跡 6 清水作遺跡 7 権現堂遺跡 8 郷野遺跡
- 9 馬渡古墳群

この地名の「山梨」の地は、近世に「山梨村」と呼ばれており、その地名から、その周辺一帯が古代の下総国千葉郡山梨郷の所在地に比定されている。この点を踏まえて、南作遺跡周辺をみると、奈良・平安時代の遺跡として、南西300m程の地に笹目沢Ⅰ遺跡⁽¹⁰⁾、南300m程に笹目沢Ⅱ遺跡⁽¹¹⁾、北西350m程に浮矢遺跡⁽¹²⁾が位置し、さらに南東約1.5kmの地には「坂津寺」の墨書土器を出土した坂戸広遺跡⁽¹³⁾と清水作遺跡⁽¹⁴⁾が所在している。また、古墳時代から奈良・平安時代へと続く集落遺跡では、北550m程に権現堂遺跡⁽¹⁵⁾、同900m程に郷野遺跡⁽¹⁶⁾が所在しており、北東1km程の地には、埴輪をもつ前方後円墳の馬渡姫宮1号墳をはじめとする馬渡古墳群が所在している。南作遺跡周辺には、このような古墳時代から奈良・平安時代の集落遺跡が複数所在していることから、墨書土器に記された「山梨郷」は「下総国千葉郡

山梨郷」を示すとともに、南作遺跡をはじめとする複数の集落遺跡によって構成されていたことは間違いないだろう。そして、その範囲を考えた場合、四街道市山梨の地から東側及び南側の南作遺跡や坂戸広遺跡等の所在する鹿島川左岸の東西、南北5km程の地域一帯を想定することが妥当であろう。



第4図 玉作郷と集落遺跡

- 1 信濃第遺跡 2 信濃台Ⅱ遺跡
- 3 坂並白貝古墳群

⑦の「下総国匝瑳郡玉作郷」記載の墨書土器を出土した信濃台遺跡は、栗山川中流左岸の多古町北中字信濃台の地に所在している。この遺跡は古墳時代末から奈良・平安時代の集落遺跡で、竪穴住居跡128軒、掘立柱建物跡17棟が検出されている。掘立柱建物跡については、その建物配置や近くの土壌から「厨」の墨書土器が出土していること等から、郡家に関連する施設の一つではないかと考えられている⁽¹⁷⁾。

墨書は土師器坯の底部外面中央部に縦に国総国、その下に横に匝瑳郡、中央部左側に国圀郷と記載されている。底部の2分の1程の破片であり、「玉作」の文字も大半が欠損している。土器の年代は9世紀前半頃と考えられ、国総国と記された中央右側の部分等にも墨跡が認められることから、欠損している底部右側を含め、人名等の文字が記されていた可能性の強い土器である⁽¹⁸⁾。

墨書土器に記された「下総国迺瑳郡玉作郷」については、この土器を出土した信濃台遺跡の北北東2km程の所に郷名遺称地の多古町南玉造の地があり、その周辺地域一帯が玉作郷の所在地に比定されている。「南玉造」の地名は、近世では「南玉造村」で、この南玉造村は、当初「玉造村」であったものを元禄13年以降幕令により南を冠称したものとされている⁽¹⁹⁾。なお、その地名から鎌倉期の「玉造庄」の所在地にも比定されている。

信濃台遺跡から南玉造の地にかけては、調査された遺跡はごく少ないが、信濃台遺跡の東側に隣接する信濃台Ⅱ遺跡⁽²⁰⁾で古墳時代後期の竪穴住居跡3軒と奈良・平安時代の竪穴住居跡20軒が検出されている。また、信濃台遺跡の北西約1km、南玉造の地から南西約1.5kmの地には、前方後円墳11基、円墳58基からなる栗山流域では最大級の古墳群である坂並白貝古墳群⁽²¹⁾が所在している。

一方、信濃台遺跡の所在する多古町北中字信濃台の地は、玉作郷と同じく迺瑳郡内の郷である中村郷(多古町北中及び南中の地に比定されている)の北側に隣接している地でもある。

この点を加味してみると、古代の玉作郷の範囲は、南玉造の地を中心に南側は信濃台遺跡辺りまでの地域として比定出来るのではないかと想定される。

⑧⑨の「香取郡大槻郷」記載の墨書土器を出土した吉原三王遺跡は、香取神宮の南東約1.5kmの佐原市丁子字天の宮に所在している。この遺跡は、6世紀から11世紀にかけて存在した集落遺跡で、調査区からは竪穴住居跡105軒、掘立柱建物跡5棟、土壇200余基、溝5条等が検出されている。奈良・平安時代には、香取神宮の神戸集落として所在していた可能性が指摘されており、墨書土器は、このほかに人名や地名を記載したもの等多数が出土している⁽²²⁾。

墨書された郷名の「大槻郷」は、漢字の表記は異なるが、その読みから、「下総国香取郡^{おおつき}大槻郷」を示すことは間違いない。そして、この大槻郷については、奈良時代の『東南院文書』や『正倉院文書』に「下総国香取郡神戸大槻郷」とみえ⁽²³⁾、香取神宮の神戸が置かれた郷であったことが知られている。



第5図 大槻郷と集落遺跡

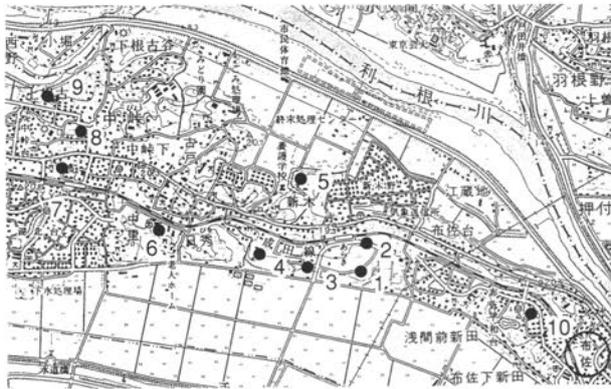
1 吉原三王遺跡 2 長部山遺跡
3 丁子コバッチ遺跡

大槻郷の比定地については、郷名遺称地がなく、長い間、その所在地が不明であったが、この墨書土器の出土により、吉原三王遺跡とその周辺の地域に所在していたことが明らかとなった。吉原三王遺跡周辺の奈良・平安時代の遺跡については、北西約800mの地に長部山遺跡⁽²⁴⁾が、北北東約700mには丁子コバッチ遺跡⁽²⁵⁾が所在しているが、そこからさらに北西側の地域は「香取郷」の、又北東側の地域は「大倉郷」の所在地に各々比定されていることからすると、「大槻郷」は吉原三王遺跡周辺を北限として、そこから南側の小野川中～上流域にかけての地域にその範囲が及んでいた可能性が高いのではないかと想定される。

⑩の「意布郷」記載の墨書土器を出土した西大作遺跡は、手賀沼北岸の台地上の我孫子市布佐字西大作の地に所在しており、古墳時代の竪穴住居跡1軒と奈良・平安時代の竪穴住居跡16軒が検出されている。

この墨書土器(土師器甕)は、同時期の竪穴住居跡から離れた台地先端部において、単独で埋設された状態で出土していることから、「骨蔵器」として埋設されたもので、そこに記された人名の「久須(波良)部千依女」は骨蔵器の被葬者名を、「意布郷」の郷名はその本貫地を指しているものと理解されている⁽²⁶⁾。

西大作遺跡は下総国相馬郡衙の正倉跡に比定されている我孫子市日秀西遺跡⁽²⁷⁾の東約2kmの地にあり、隣接する地域には奈良・平安時代を中心とした集落遺跡の北大作遺跡、新木南遺跡、イチゴ尻遺跡、羽黒前遺跡等がある⁽²⁸⁾。



第6図 意布郷と集落遺跡

- 1 西大作遺跡 2 北大作遺跡 3 新木南遺跡・イチゴ尻遺跡
4 羽黒前遺跡 5 新木東台遺跡 6 日秀西遺跡 7 中峠南古墳群
8 中峠北古墳群 9 中峠上古墳群 10 布佐余間戸遺跡

墨書された郷名（意布郷）の示す「下総国相馬郡意布郷」については、『正倉院文書』に養老5（721）年段階の戸籍（「下総国倉麻郡意布郷養老五年戸籍」）が残されているが、その比定地については郷名遺称地がないこともあり、これまで不明確であった。このため、この墨書土器の出土は西大作遺跡を含む地域が、古代の相馬郡意布郷に属していたことを示すものとなった⁽²⁹⁾。

なお、西大作遺跡から東側の谷を隔てた地域は、その地名「布佐」（我孫子市布佐－近世「布佐村」－戦国期「布佐」）から相馬郡布佐郷の所在地に比定されている。そして、西大作遺跡の所在地が我孫子市布佐字西大作で、布佐の西端にあたることからすると、古代の相馬郡意布郷は西大作遺跡の所在地の辺りを東限として、そこから西側の中峠古墳群などを含む地域一帯に所在する複数の集落によって構成されていた可能性が高いと推測される。

（2）郷名を表記した墨書土器と集落・郷

郷名を表記したと考えられている墨書土器には、ア「郷名+〇〇」の記載形式をとるものと、イ 郷名のみ表記したものの二種類がある。

ア 「郷名+〇〇」の記載形式をとる墨書土器と集落・郷

「郷名+〇〇」の記載形式をとる墨書土器は次の4遺跡から6点が出土している。

<山田水呑遺跡>

①「山口館」（土師器坏・9C前半）

<作畑遺跡>

②「山口家」（土師器坏・9C前半）

③「山口万」（同上）

<新林遺跡>

④「山口万」（土師器坏・9C中頃）

<小西平台遺跡>

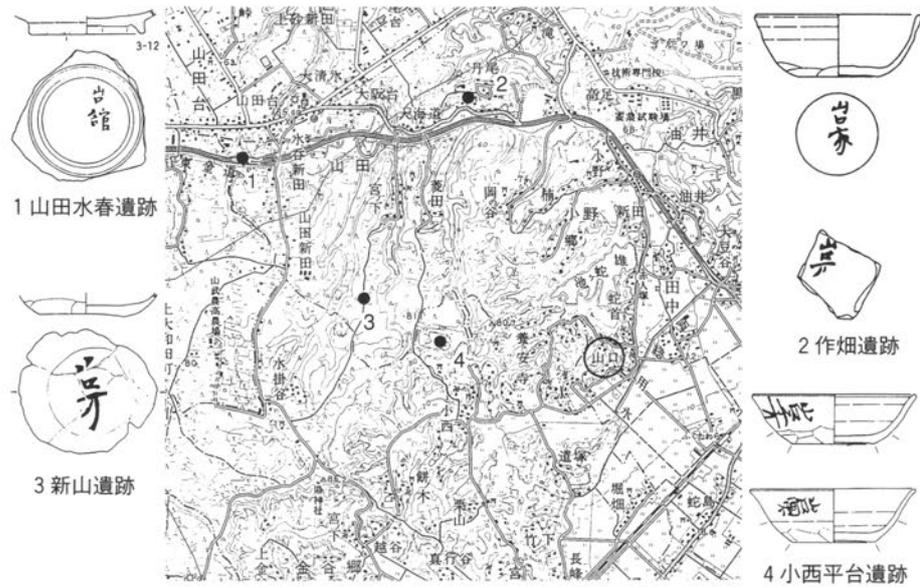
⑤「山口子万」（土師器坏・9C中頃）

⑥「山口□」（同上）

これらは、いずれも「山口+〇〇」の記載と考えられる墨書土器である。出土した遺跡はいずれも、上総国山辺郡山口郷の郷名遺称地に比定されている東金市山口（近世「山口村」）の地の周辺に所在している集落遺跡である。そして、この点から、記載された「山口」についてはこの山口郷の郷名の「山口」を

付して記されたと考えられているものである。

①の墨書土器を出土した山田水呑遺跡は、小野川上流左岸の台地上にあり、東金市山田字水呑の地に所在している。奈良時代の8世紀前半から平安時代9世紀後半にかけての集落遺跡で、竪穴住居跡143軒、掘立柱建物跡52棟が検出されている⁽³⁰⁾。山口郷の郷名遺称地に比定されている東金市山口の地からは北東約4kmの地にある。



第7図 山口郷と集落遺跡

墨書された「山口館」は、この土器が出土した近くで検出された整然とした配置で建ち並ぶ掘立柱建物群を総称して呼んだものと考えられており、その「館」の性格については、「下級官人として山口郡家に勤務していた人物に関係した山口郷の館」と想定されている。

なお、この遺跡からは、この他に遺跡の所在する地域の山辺郡の郡名を付したと考えられている墨書土器（「山邊大」・「山邊」）が出土している。

②③の墨書土器を出土した作畑遺跡は、小野川中流左岸の台地上にあり、東金市油井字作畑に所在している。郷名遺称地の「山口」の地から北北東2.7km程の地にある。古墳時代後期の6世紀後半から平安時代の10世紀頃まで続く集落遺跡で、竪穴住居跡182軒と掘立柱建物跡47棟が検出されている⁽³¹⁾。山口郷内にあつて、中核的な集落遺跡の一つと考えられる遺跡である。

検出された建物群は4～5群に大別され、「山口家」と記載された墨書土器は東側の建物群から出土していることから、山田水呑遺跡の「山口館」と同様に、山口郷の郷名を付して「山口家」と呼ばれた建物群が存在していたものと考えられる。山田水呑遺跡とは2.2km程の位置にあり、山田水呑遺跡の母村的な集落遺跡とする見解もある遺跡である。

④の新林遺跡は小野川上流右岸の台地奥部にあり、東金市山田字新林に所在し、山口の地からは西北西約2.2kmの地に位置している。又、同じ「山口万」の墨書土器を出土している作畑遺跡からは、南へ2.2km程である。奈良・平安時代の竪穴住居跡112軒、掘立柱建物跡63棟のほか、「村落内寺院」といわれる双堂形式の仏堂などの仏教施設が検出されている⁽³²⁾。そして、上総国分寺跡から出土している唐草文軒平瓦と同範の瓦が出土していることから、この新林遺跡の開発には上総国分寺が関わっていた可能性が指摘されている。

⑤⑥の小西平台遺跡は新林遺跡と同様小野川上流右岸の台地奥部にあり、大網白里町小西字平台に所在

し、山口の地からは西へ1.5km程に位置している。古墳時代後期に集落が形成され、奈良・平安時代へ続く集落遺跡で、古墳時代の竪穴住居跡21軒、奈良・平安時代の竪穴住居跡58軒、掘立柱建物86棟が検出されている⁽³³⁾。竪穴住居跡よりも掘立柱建物跡の方が多し集落遺跡である。

これらの遺跡の所在地や位置関係をみると、小野川上流域と右岸の地域に所在しており、山口郷の郷名遺称地である東金市山口の地から西側へ1.5～4 km程のところに位置している遺跡である。そして、いずれも山口郷の郷名「山口」を付したと考えられる墨書土器を出土しており、古墳時代後期から奈良時代には集落が形成されていることからみると、古代の「山口郷」は、郷名遺称地の「山口」の地からその西側のこれらの遺跡を含む地域に所在していたことは間違いないだろう。

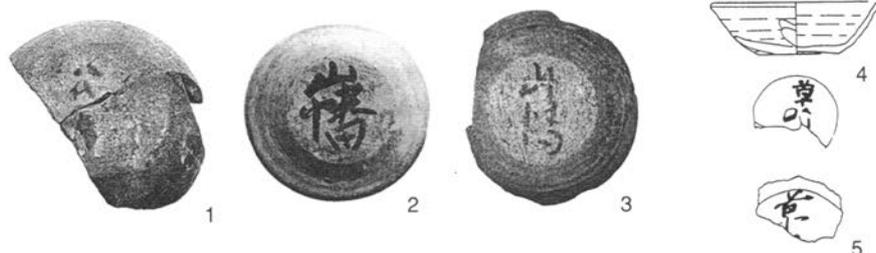
イ 郷名のみ表記した墨書土器と集落・郷

郷名のみ表記した墨書土器は、次の①～③が5遺跡から出土している。

①「八代」(＜台方下平Ⅱ遺跡＞土師器坏・8C後半・第8図1)

②「山幡」(＜古屋敷遺跡＞土師器坏・9C前半・第8図2, ＜御座ノ内遺跡＞土師器坏・9C前半・第8図3)

③「草野」(＜南麦台遺跡＞土師器坏・9C前半・第8図4, ＜砂田中台遺跡＞土師器坏・9C中頃・第8図5)



第8図 郷名表記の墨書土器

このうち、①は下総国印旛郡八代郷の郷名「八代」を記載したと考えられている墨書土器である。出土した台方下平Ⅱ遺跡は印旛沼に注ぐ江川下流右岸の台地上の、成田市台方字下平地先に所在している。



第9図 八代郷と集落遺跡
1 台方下平Ⅱ遺跡 2 台方下平Ⅰ遺跡 3 大袋腰巻遺跡

古代の「八代郷」の所在地については、その地名から成田市八代(近世「八代村」-中世「八代郷」)の地が郷名遺称地として比定されている。台方下平Ⅱ遺跡は、この「八代」の地から南へ2 km程の地にある。古墳時代の5世紀後半から平安時代9世紀前半頃まで継続している大規模な集落遺跡で、竪穴住居跡444軒、掘立柱建物跡154棟が検出されている⁽³⁴⁾。集落の継続期間や規模からみて、八代郷の中でも中核的な集落の一つであったものと考えられる。

台方下平Ⅱ遺跡の所在する江川流域には、隣接する西側台地上に台方下平Ⅰ遺跡が、そして南側2～3 km程の中流域には「印旛郡」の郡名記載墨書土器を出土した成田市大袋腰巻遺跡をはじめとする公津東遺跡群が所在している。そして、郷名遺称地の「八代」の北東側の地は、印旛郡に隣接する埴生郡玉作郷に比定されている地域であることから、古代の「八代郷」は郷名の残る「八代」の地から、この台方下平Ⅱ遺跡の所在する江川下流

～中流域一帯の集落によって構成されていた可能性が高いと考えられる。

②は『和名類聚抄』にはみえないが、『正倉院文書』「下総国鉦托（香取）郡山幡郷養老5年戸籍」断簡にみえる、山幡郷の郷名である「山幡」を記載したと考えられている墨書土器である。小見川町上小堀字古屋敷地先に所在する古屋敷遺跡⁽³⁵⁾から13点、同町増田字御座の内地先に所在する御座ノ内遺跡⁽³⁶⁾から1点が出土している。この両遺跡は、香取郡に隣接する下総国海上郡との郡界に近い地域の利根川を望む台地上にあり、両者は谷を挟んで400m程離れた地に所在している。このうち、古屋敷遺跡からは奈良時代8世紀中頃から平安時代10世紀初頭にかけての竪穴住居跡37軒、掘立柱建物跡1棟が検出されている。

この「山幡」記載の墨書土器は、『正倉院文書』「下総国鉦托郡山幡郷戸籍」断簡（養老5年）にある「山幡郷」が、これまで「少幡郷」と読まれてきたものを、その出土を契機として、「山幡郷」と読むべきであることを明らかにしたものである⁽³⁷⁾。そして、このことから「山幡郷」はそれを出土した古屋敷遺跡や御座ノ内遺跡の所在する地域に存在していたと考えられている。

古屋敷遺跡や御座ノ内遺跡の周辺地域をみると、南東側の谷を挟んで対岸の地域は海上郡城上郷に、北東側の地域は同じく大倉郷に比定されている地域である。又、南側の地域をみると、これらの地域には「虫幡」（小見川町虫幡－近世「虫幡村」－中世「虫幡郷」）や「織幡」（小見川町織幡－近世「折（織）幡村」－中世「織幡村」）という「山幡」と同じ「幡」のつく地名が現存している。このような位置的な関係や地名からみると、「山幡郷」は、古屋敷遺跡や御座ノ内遺跡の所在地周辺を北限として、そこから南側の地域へと所在していた可能性が高いと考えられる。なお、この「山幡郷」は『和名類聚抄』には記載のない郷であり、北東側地域の海上郡大倉郷との位置関係等からみると、戸籍の養老5（721）年以降の国郡郷里制から国郡郷制への移行に伴う、郡郷の再編成等によって、例えば大倉郷などへ郡郷域が変わっている可能性もなくはない。しかし、いずれにせよ、この地域に山幡郷が所在していたことは間違いのないものと思われる。



第10図 山幡郷と集落遺跡

1 古屋敷遺跡 2 御座ノ内遺跡

③は上総国山辺郡^{かやの}草野郷の郷名「草野」を記載したと考えられている墨書土器である。大網白里町萱野字南麦台地先にある南麦台遺跡と同町砂田字中台地先の砂田中台遺跡から出土している。このうち、南麦台遺跡は古墳時代後期の7世紀前半から平安時代10世紀前半に至る集落遺跡で、調査区域から竪穴住居跡146軒、掘立柱建物跡149棟、方形墳墓2基等が検出されている⁽³⁸⁾。砂田中台遺跡は奈良・平安時代の集落遺跡で、竪穴住居跡138軒、掘立柱建物跡104棟が検出されており、「山邊」や「山邊家」の墨書土器も出土している⁽³⁹⁾。



第11図 草野郷と集落遺跡

1 南麦台遺跡 2 砂田中台遺跡
3 中林遺跡 4 宮台遺跡

古代の「草野郷」の所在地については、その地名から大網白里町^{かやの}萱野（近世「萱野村」）の地が郷名遺称地として比定されている。

南麦台遺跡は、旧萱野村の中心地域から西へ800m程の地に位置

し、砂田中台遺跡は南西1.8km程にある。また、この地に奈良・平安時代の小規模な集落遺跡である中林遺跡⁽⁴⁰⁾が南西1.2km程に、宮台遺跡⁽⁴¹⁾が同じく500m程の地に所在し、中林遺跡からは、郷名を記したと思われる「草」の墨書土器が出土している。

この地域は、西側が東京湾へと注ぐ村田川の最上流域にあたり、その谷を隔てた対岸の地域は、上総国市原郡の郡域と考えられていることからすると、山辺郡草野郷は南麦台遺跡や砂田台遺跡等々の遺跡群を含んで構成されており、それらの遺跡群を西限として、そこから東側の「草野」の地を含む周辺一帯に所在していたものと想定される。

以上、郷名を記載した墨書土器を取り上げ、それを出土した遺跡とその所在地から記載された郷との関係をみてきた。その結果として、次のような点が指摘される。

- 1 郷名を記載した墨書土器を出土した集落遺跡の周辺に、記載された郷の所在地に比定されている郷名遺称地が存在する事例が多いこと。そして、このことは、近世以前に村名等としてみえる郷名遺称地が、古代律令制下の郷名を地名として受け継いできていることを証明するものでもあること。
- 2 郷名遺称地が現存しない場合でも、記載された墨書の内容や周辺遺跡の様相からみると、出土した遺跡とその周辺地域が記載された郷の所在地に比定出来る場合が多いと考えられること。
- 3 1, 2 からみて郷の所在地に比定される地域には、複数の奈良・平安時代の集落遺跡はもとより、前代の古墳群や古墳時代後期から継続する、その地域の中核的な集落となるような集落遺跡が少なからず所在すること。
- 4 郷の範囲については、郷名記載の墨書土器を出土した集落遺跡と郷名遺称地やその周辺の遺跡との位置関係等を参考にしてみると、3～4 km四方位の範囲から6～7 km四方位の範囲が想定される。そして、その範囲に所在する集落を基に50戸一里としての郷が構成されていたと考えられること。

3. 地名記載墨書土器からみた集落・村

『常陸国風土記』には行政組織である里（郷）のほかに、「笠間村」「浮島村」「能理波麻（乗浜）村」「曾尼村」「板来村」「苦麻村」「飽田村」等々、古代の村落であった村の名前が記載されている⁽⁴²⁾。

古代房総三国の場合、残念ながら『風土記』は遺存せず、また「○○村」という形で村名が表記された文献資料や墨書土器等の出土文字資料もないため、具体的にどのような村が存在していたのか不明である。しかし、集落遺跡から出土する墨書土器には、国・郡・郷という行政地名以外にも、中世の文献資料や近世の村名にみえ、現在の大字、小字名へと続いている地名（小地名）を記載したと判断出来るものが少ない。

このため、ここでは、それらの地名記載墨書土器を取り上げ、記載された地名と出土遺跡の所在地及び周辺の歴史地名との関連性から古代の村の存在を析出し、そこから集落と村との関係について検討してみたい。

小地名を記載したと考えられる墨書土器は、その種類や記載形式からみると、次の2類に大別される。

- (1) 「小地名+○○」の記載形式をとるもの
- (2) 「小地名」のみ表記したもの

このうち、(1)の「小地名+〇〇」の記載形式をとる墨書土器には、ア「小地名+人名」とイ「小地名+寺」の2種類がある。

以下、(1)(2)についてみていこう。

(1) 「小地名+〇〇」の記載形式をとる墨書土器と集落・村

ア 「小地名+人名」記載のもの

記載形式からみると、行政地名を記した「国・郡・郷+人名」の墨書土器と同様に招福除災や延命を願う神仏に祈願したものと考えられる墨書土器であり、次の1点がある。

①「泉久須波良部尼刀女」(新木東台遺跡・土師器甕 8C後半)(第12図1)

この墨書土器を出土した新木東台遺跡は利根川に面した台地上の、我孫子市新木字東台の地に所在しており、「意布郷久須部千依女/久須波良部千依女」の郷名記載墨書土器を出土した西大作遺跡からは北東約1kmの地に位置している(第6図参照)。古墳時代後期から継続する集落遺跡で、古墳時代後期の竪穴住居跡29軒、奈良・平安時代の竪穴住居跡97軒、掘立柱建物跡6棟が検出されており、この墨書土器は8C後半頃の竪穴住居跡から出土している⁽⁴³⁾。

墨書土器に記載された「泉久須波良部尼刀女」の墨書銘については、西大作遺跡や八千代市上谷遺跡の土師器甕にみられる「国・郡・郷+人名」の記載形式の墨書銘と同様に「地名+人名」の記載形式をとっているもので、「泉」はこの新木東台遺跡に住んでいた女性の人名である「久須波良部尼刀女」の本貫を示し、招福除災や延命を願う、自分の本貫である「泉」の地名と名前を記載して神仏に祈願したものと理解される。

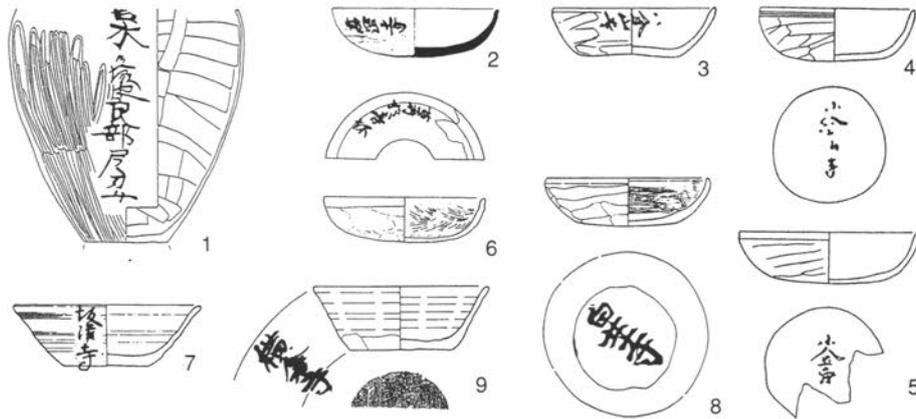
「泉」の地名については、新木東台遺跡周辺には現存していないが、この遺跡周辺一帯は西大作遺跡出土の「意布郷」記載墨書土器によって、下総国相馬郡意布郷の所在地域であると判断されることから、行政地名(郷名)でなく、この集落遺跡の名前かその所在する当時の村の名前であった可能性が高いと考えられるものである。なお、「泉」の地名は、新木東台遺跡から手賀沼を挟んで対岸の沼南町泉に中世から続く「泉」の地名が存在することから、あるいは、そこが比定地の可能性も考えられる。この場合は、新木東台遺跡の「久須波良部尼刀女」は女性の名であることから、「泉」という集落又は村から意布郷内の集落(新木東台遺跡)へ嫁いできた女性が、その出身の地名を記載したものと推測される。

いずれにせよ、行政地名でないことからみて、集落名又は村の名前を記載した蓋然性が高いものであり、ここでは前者のように意布郷内の集落又は村名と理解しておきたい。

イ 「小地名+寺」の記載形式をとるもの

「〇〇+寺」という形で寺名を記載した墨書土器は、県内ではこれまで40遺跡から58点以上が出土している。その名称については、地名、吉祥句、佛・菩薩の名称や経典由来と考えられるもの、僧侶の職名、東西南北の方位、大小等の大きさ、塔等の寺院建物、造営に関するもの等に分類されているが、地名を付けたと考えられものが最も多く20点程がある⁽⁴⁴⁾。

これらの寺の名称に地名を用い、「小地名+寺」の記載形式をとると考えられる墨書土器をみると、上総国武射郡の郡名を付けたと考えられている真行寺廃寺跡出土の「武射寺」墨書土器を除くと、国・郡・郷名という行政地名を付けているものはない。そして、そのなかでも、墨書土器に記載された寺の名前が、出土した遺跡の所在地やその周辺地域に現存する地名と合致するものが少なくない。このため、ここでは、



第12図 「小地名+〇〇」の記載形式をとる墨書土器

そのような事例の墨書土器①～⑥を取り上げ、そこに記された地名から、当時の村や集落などの名前との関連性について検討することとしたい。

- ①「高足寺」(長熊廃寺跡, 8C前半・土師器坏) (第12図2)
- ②「小金寺」「小金山寺」(山田宝馬古墳群, 8C後半・土師器坏) (第12図3～5)
- ③「草刈於寺坏」(草刈遺跡, 8C前半・土師器坏) (第12図6)
- ④「坂津寺」(広遺跡, 9C前半・土師器坏) (第12図7)
- ⑤「白井寺」(六拾部遺跡, 8C後半・土師器坏) (第12図8)
- ⑥「横倉寺」(吉倉白ヶ峰遺跡, 8C末～9C初・土師器坏) (第12図9)

①の「高足寺」記載の墨書土器を出土した長熊廃寺跡は、奈良時代前半頃に創建された寺院跡で、基壇建物跡1基と重圈文縁八葉蓮華文軒丸瓦などの瓦類が検出されている⁽⁴⁵⁾。印旛沼に注ぐ高崎川中流右岸の台地上の佐倉市長熊の地に所在しており、この地域一帯はその地名「長熊」(近世「長熊村」)から、古代の下総国印旛郡長隈郷の所在地に比定されている。



第13図 高岡村と集落遺跡

- 1 長熊廃寺跡 2 高岡大山遺跡 3 高岡谷津遺跡
- 4 高岡大福寺遺跡 5 高津新山遺跡

墨書土器に記載された寺の名前の「高足」(足は岡の異体字)については、長熊廃寺跡の南西部約1kmの地に「高岡」の地名(佐倉市高岡-近世「高岡村」)が現存する。この地域には、長熊廃寺跡の西～南西400mから800m余の間に、古墳時代後期から奈良・平安時代へと継続している集落の高岡大山遺跡⁽⁴⁶⁾をはじめ、奈良・平安時代の高岡大福寺遺跡(竪穴住居跡43軒, 掘立柱建物跡5棟など)⁽⁴⁷⁾や平安時代の高岡谷津遺跡(竪穴住居跡10軒, 掘立柱建物跡2棟)⁽⁴⁸⁾, 奈良時代の火葬墓の検出された高山新山遺跡⁽⁴⁹⁾が所在している。このうち、高岡大山遺跡からは竪穴住居跡511軒(古墳時代95軒, 奈良時代129軒, 平安時代287軒), 掘立柱建物跡223棟

(7世紀末～10世紀代), 土壙200基以上(8世紀～11世紀末)が検出されており、この遺跡群の中核的

な大集落であったことを物語っている。そして、この高岡大山遺跡からは、「寺」「仏」の墨書土器や8世紀中頃の竪穴住居跡から銅鏡が出土し、高岡新山遺跡では8世紀後半の火葬墓である方形墳墓と骨蔵器など仏教関連遺物が検出されており、長熊廃寺跡との関連が指摘されている。

これらの事柄からみると、この長熊廃寺跡は、下総国印旛郡長隈郷内にあって、その所在する地域の地名「高岡」（村又は里の名前）を付けて、高岡寺と呼ばれていたものと理解される。

奈良・薬師寺の僧景戒によって、奈良時代末期から平安時代初期にかけてまとめられた我が国最初の仏教説話集である『日本霊異記』⁽⁵⁰⁾には、寺の名前について次のような記載がある。

- ①其の郷に一つの道場有り。号は弥気の山室堂と曰う。其の村人等、私に造れる堂なるが故に、以て字とす。法名は慈氏禪定堂と曰えり（下巻十七話）。
- ②紀伊国名草郡貴志の里に、一つの道場有り。号をば貴志寺と曰う。その村の人等私の寺を造れるが故に、以て字とせり（下巻二十八話）。
- ③先祖の造れる寺、名草郡の能応の村に有り。名をば弥勒寺と曰い、字を能応寺と曰う（下巻三十話）。

これによると、①～③に記された寺は、いずれも私寺であり、その寺には実名と字（実名のほかにもっている名）があった。そして、字は①～③ともに、その里や村の名前をとって付けている。実名については、①が慈氏禪定堂（弥勒菩薩が心を静めて仏法を求める堂）、③が弥勒寺（弥勒菩薩像を本尊とした寺と考えられる）であり、仏像名を寺の実名としている。

このような『日本霊異記』に記された事例からみると⁽⁵¹⁾、「高足寺」は私寺であり、寺名の高足（高岡）はまさにその村の名前をとって付けられた寺の字と考えて間違いないだろう。

そして、この点を踏まえて寺の名前となった高岡村についてみると、高岡大山遺跡を中心として高岡大福寺遺跡などを含む複数の集落によって構成されていた村の姿を想定することが出来るのではないか。そして、さらに推測を加えるならば、高岡寺（長熊廃寺跡）は、高岡村を構成した集落の中核である高岡大山遺跡の人々、恐らくは、そこに住む有力者によって建立されたのではないかと思われる。

それでは、この点を踏まえて、以下②～⑥についてみてみよう。

②の「小金寺」「小金山寺」記載の墨書土器を出土した山田・宝馬古墳群（102地点）は、芝山町山田字大門に所在する。墨書土器は、この古墳群の所在する台地東側の地域で検出された奈良時代中頃の竪穴住居跡3軒から9点が出土している⁽⁵²⁾。

この竪穴住居跡3軒が検出された地点から南約120m程には山田廃寺跡、北東側の谷を隔てた約120m程には小金台廃寺跡が所在している。両廃寺跡ともにすでに消滅しているが、山田廃寺跡からは基壇建物跡2基と丸瓦・平瓦・瓦塔が検出されており、小金台廃寺跡は未調査であるが丸瓦・平瓦のほかヘラ書きのある瓦（「□総」「□作部知最」）が出土している。両者とも時期が不明確であるが、8世紀代には所在していたと考えられている⁽⁵³⁾。

両者のうち、その所在地名をみると小金台廃寺跡は芝山町山田字小金に、山田廃寺跡は芝山町山田字大門に所在している。



第14図 小金村と集落遺跡

墨書土器に記載された「小金寺」「小金寺山」は、寺名からみて同一の寺を指し示すものと考えられることから、両廃寺跡のうち、その所在する地名からみると小金台廃寺が「小金寺」「小金寺山」と呼ばれていた可能性が高いと考えられる。そして、小金台廃寺跡の所在地については、平安初期の金光寺創建伝承が残されていることからすると、この小金台廃寺は実名が「金光寺」で、字がその地の里あるいは村の名前から、「小金寺」及び「小金寺山」と呼ばれていた可能性が考えられる。

なお、両廃寺跡の所在推定地は200m～300m程しか離れていないことから、両者の同時存在には疑問も呈されている⁽⁵⁴⁾。この点を考慮すると、当初、山田廃寺が創建され、その後、小金廃寺の地に移転、改築された可能性も推測されるが、いずれにせよ、「小金寺」「小金寺山」の寺名については、この地域の地名からその当時里あるいは村名を付して寺の名前としたものと考えることが妥当であろう。

③の「草薙於寺坏」記載の墨書土器を出土した草刈遺跡は、村田川下流右岸の台地上の市原市草刈に所在する弥生時代から古墳時代そして奈良・平安時代へと続く、この地域における中核的な大集落遺跡である。現在整理作業のため、詳細は明らかではないが、奈良・平安時代の遺構は、竪穴住居跡が200軒以上のほか、掘立柱建物跡や方形墳墓等が検出されている⁽⁵⁵⁾。



第15図 草薙村と集落遺跡

1 草刈遺跡

「草薙於寺坏」の墨書土器は8世紀前半頃の方墳墓から出土しており、住居跡から灰釉陶器浄瓶など仏教関連遺物も出土していることから、「草薙於寺」と呼ばれた寺が、この遺跡に存在していたことを想定させている。

「草薙於寺」の寺名の「草薙」については、出土した草刈遺跡の所在地名が「草刈」(市原市草刈-近世「草刈村」)であることから、墨書土器の示す8世紀前半頃までには、草刈遺跡あるいは草刈遺跡を含むこの地域一帯が「草薙村」と呼ばれており、その村名をとって寺名が付けられたことを示していると考えられるものである。

④の「坂津寺」墨書土器を出土した広遺跡(第3図参照)は佐倉市坂戸字広に所在し、古墳時代後期4軒、奈良時代8世紀前半～後半4軒、平安時代9世紀前半～中頃5軒の計13軒の竪穴住居跡が検出されている。「坂津寺」の墨書土器は9世紀前半頃の竪穴住居跡から出土しており、墨書土器は他に「寺」「信」「中」等がある⁽⁵⁶⁾。

この遺跡からは、掘立柱建物跡等の寺の堂宇の遺構は検出されていないが、「坂津寺」のほかに「寺」「信」の墨書土器が出土していることから、遺跡の所在する周辺地域に「坂津寺」と呼ばれていた寺が存在したことは間違いない。

広遺跡周辺の遺跡についてみると、南西約250mの地には、奈良・平安時代の集落遺跡で竪穴住居跡26軒、掘立柱建物跡30棟が検出された清水作遺跡⁽⁵⁷⁾がある。広遺跡から出土した「中」の墨書土器と共通の「中」の焼印と墨書土器が出土していることから、広遺跡と清水作遺跡は関連性の強い集落遺跡と考えられている。更に、坂戸地区には、この他にも広道遺跡、尾牛遺跡、念仏塚東遺跡、松下遺跡、中島遺跡など奈良・平安時代の遺跡が多く所在している⁽⁵⁸⁾。そして、「坂津寺」の寺名の「坂津」については、「坂津」⇒「坂戸」の読みからみて、遺跡の所在する地域の地名の「坂津(戸)」(佐倉市坂戸-近世「坂戸村」)の名前を付けて呼ばれていたものと考えられる。

これらの点と、広遺跡の北東約1.6kmには「山梨郷」の郷名墨書土器を出土した南作遺跡が所在していることを考え合わせると、広遺跡を含む坂戸地域の複数の集落が、古代にあっては下総国千葉郡山梨郷のなかにあつて、「坂津寺」の寺名ともなつた坂津（戸）村と呼ばれていた可能性が高いのではないかと推測される。

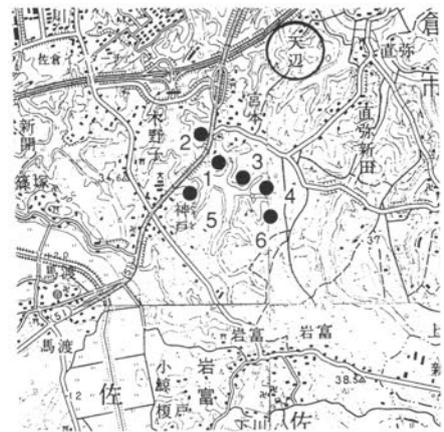
⑤の「白井寺」記載墨書土器を出土した六拾部遺跡は、印旛沼に注ぐ高崎川の支流、南部川右岸の台地上の佐倉市字六拾部に所在する。この遺跡は奈良・平安時代の集落遺跡であり、竪穴住居跡73軒、掘立柱建物跡15棟、土壘5基が検出されている⁽⁵⁹⁾。「白井寺」墨書土器は土壘内から出土しているが、竪穴住居跡などからも瓦塔や土師器脚付香炉・香炉蓋、土師器鉄鉢形土器など仏教関連遺物が出土しており、検出された掘立柱建物跡が小規模な仏教施設の「お堂」跡と把握されていることから、この「お堂」が「白井寺」と呼ばれていたものと想定される。

「白井寺」の寺名の「白井」については、遺跡の所在地や周辺地域に現存する地名はないが、中世文書によると遺跡地を含む周辺一帯が「白井（しらい）荘」と呼ばれていたことから⁽⁶⁰⁾、「白井」の地名は墨書土器の年代が示す8世紀後半頃にはこの地域の地名として存在しており、その地名をとつて「白井寺」と名付けられたものと考えられる。

この六拾部遺跡周辺の遺跡をみると、古墳時代後期から奈良・平安時代へと続く集落遺跡として、北東250m程に高崎新山遺跡⁽⁶¹⁾、南東150m程に南広遺跡⁽⁶²⁾が所在しており、奈良・平安時代では、南東側300m～1kmの間に栗野⁽⁶³⁾・腰巻⁽⁶⁴⁾・立山遺跡⁽⁶⁵⁾など小規模な集落遺跡が所在している。又、六拾部遺跡の北東約1kmにはその地名「天辺」から印旛郡余部郷の郷名遺称地に比定されている佐倉市天辺（近世「天辺村」）の地がある。このような遺跡の所在を踏まえると、この六拾部遺跡周辺地域は印旛郡余部郷のなかにあつて、「白井村」と呼ばれていた可能性が高いのではないかと想定される。

⑥の「横倉寺」記載墨書土器を出土した吉倉白ヶ峰遺跡は、長沼へと注ぐ根木名川上流右岸の台地上の成田市吉倉字白ヶ峰に所在している。奈良・平安時代の集落遺跡で、竪穴住居跡30軒、掘立柱建物跡3棟が検出されている。「横倉寺」の墨書土器のほか、瓦塔や「佛」墨書土器、土師器鉄鉢形土器、灯明具（土師器坏）など仏教関連遺物が出土しており、この遺跡から検出されている掘立柱建物による「お堂」が存在し、それが「横倉寺」と呼ばれていたものと考えられている⁽⁶⁶⁾。

吉倉白ヶ峰遺跡の周辺地域における、奈良・平安時代の集落遺跡をみると、西側の1km程の範囲に吉倉大久保遺跡⁽⁶⁷⁾、東和田遺跡⁽⁶⁸⁾、川栗館跡⁽⁶⁹⁾、川栗波佐間遺跡⁽⁷⁰⁾、川栗鳥井崎遺跡⁽⁷¹⁾等がある。そのうち、川栗館跡は5世紀後半から平安時代へと続くこの地域の中核的



第16図 白井村と集落遺跡

1 六拾部遺跡 2 高崎新山遺跡 3 南広遺跡
4 栗野遺跡 5 腰老遺跡 6 立山遺跡



第17図 横倉村と集落遺跡

1 吉倉白ヶ峰遺跡 2 吉倉大久保遺跡
3 東和田遺跡 4 川栗館跡 5 川栗汲
間遺跡 6 川栗鳥井崎遺跡

な集落遺跡で、古墳時代住居跡94軒、奈良・平安時代竪穴住居跡129軒、掘立柱建物跡8棟が検出されている。

「横倉寺」の寺名の「横倉」については、遺跡周辺の地には該当する地名は現存していないが、遺跡の所在地の大字地名が「吉倉」(近世「東吉倉村」・「西吉倉村」)であり、根木名川の谷を挟んで対岸には「日吉倉」(近世「日吉倉」)の地名がある。いずれも「倉」のつく地名であることからすると、「横倉」も古代の地名(村名)であった可能性が高い。あるいは「横倉」から「吉倉」へと変化している可能性もなはない。

(2) 「小地名」のみ表記の墨書土器と集落・村

小地名のみ表記したと考えられる墨書土器は、(1)の「小地名+〇〇」の記載形式をとるものよりも多くの遺跡から数多く出土している。しかし、その反面では出土した遺跡の所在地や周辺地域に該当すると考えられる地名が現存していないため、地名比定が難しい場合が多い。そのため、ここでは小地名を表記したと考えられる墨書土器が出土した遺跡の所在地や周辺地域に該当すると考えられる地名が現存する次の事例を取り上げて、そこから記載された小地名と古代の集落や村との関係について検討していくこととしたい。

- ①「吉原大島」(吉原三王遺跡, 8C後半・土師器坏 6点)(第18図1)
- ②「大島」(同上, 9C前半～後半・土師器坏 7点)(第18図2)
- ③「吉原仲家」(同上, 9C後半・土師器坏 7点)(第18図3)
- ④「濱」(同上, 9C中頃～後半・土師器坏 6点)(第18図4)
- ⑤「八富」(同上, 8C末～9C初頭・土師器坏 6点)(第18図5)
- ⑥「大家」(同上, 9C中頃・土師器坏)(第18図6)
- ⑦「田」(同上, 9C前半の中頃・土師器坏 2点)(第18図7)
- ⑧「大門」(同上, 9C中頃・土師器坏)(第18図8)
- ⑨「婆」「姦」(長部山遺跡, 8C後半, 土師器坏婆6点墨書, 姦1点線刻)(第18図9・10)
- ⑩「乙丁子」(同上, 9C前半・土師器坏)(第18図11)
- ⑪「丁」(丁子コバッチ遺跡, 9C後半, 土師器坏)(第18図12)
- ⑫「草田」(白幡前遺跡, 8C後半, 須恵器盤)(第18図13)

①～⑦の墨書土器は佐原市丁子字天ノ宮に所在する吉原三王遺跡⁽⁷²⁾から出土している(第5図参照)。この遺跡からは、「□香取郡大坏郷中臣人成女替□□年四月七日」や「□香取郡大坏郷中臣人成女替承□」の郡郷名記載の墨書土器が出土しており、1章で述べたようにこの遺跡が『和名類聚抄』にみえる下総国香取郡大槻郷内の集落であったことが判明している。この大槻郷については、天平勝宝2(750)年の『東南院文書』に「下総国香取郡神戸大槻郷」とみえ、香取神宮の神戸があったことが知られている。

そして、『大禰宜家文書』にみえる応保2(1162)年の「大禰宜実房譲状断簡」⁽⁷³⁾などには、香取社領三十四か里の里名や大禰宜職に付属する金丸・犬丸各島の所在地の村名等数多くの地名が記載されており、吉原三王遺跡から出土した①～⑦の「吉原大島」「大島」「吉原仲家」「濱」「八富」「大家」「田」などは、その文書に記載された「吉原村」「大島村」「濱里」「余富」「大家里」「太多村」などに該当すると考

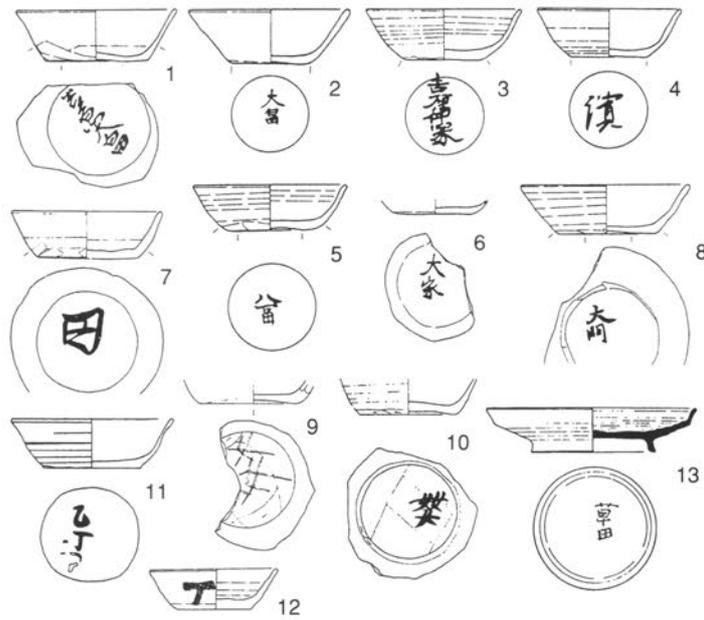
えられている⁽⁷⁴⁾。これらの地名の大半は現存していないが、そのなかで、「吉原」-「吉原村」は近世「吉原村」、現在佐原市吉原、「田」-「太多村」は近世「多田村」、現在佐原市多田へと各々続いている地名である。また、⑧の「大門」は遺跡の北西1.7km程の地に小字「大門」が現存し、そこは香取神宮への大門を示す地域であることから、この小字名との関係が考えられている⁽⁷⁵⁾。

吉原三王遺跡では、東関東自動車道路の建設に伴い、広い台地の一部約17,000m²が調査され、6世紀後半から11世紀にかけての集落の遺構群が検出されている。そのなかで、特に、8世

紀初頭から9世紀末までの間は、集落内を東西南北に区切る溝によって区画された区域内に、竪穴住居跡が1軒ずつ規則正しく配置されており、その区画された各区域（Ⅰ～Ⅵ区）で主体となる墨書土器（記載された文字）が存在している。すなわち、Ⅱ区では8世紀後半の「吉原大畠」、8世紀末から9世紀初頭の「八富」、9世紀前半の「大畠」、Ⅲ区では9世紀第3四半期頃の「吉原仲家」である。又、この他点数は少ないが、Ⅱ区から9世紀前半～中頃の「田」「野邊」「野」が、又9世紀中頃の「大家」「大門」が各々出土している。

吉原三王遺跡は、このような8世紀初頭から9世紀末位までの集落の変遷と出土した墨書土器の様相や、香取郡が香取神宮の神郡であり、この集落遺跡の属する郷が「神戸大槻郷」とよばれていること等から、香取神宮への奉仕に関係して神戸集落として計画的につくられた可能性が強いことが指摘されている⁽⁷⁶⁾。恐らく、この神戸集落の成立に際しては、周辺地域の集落や村々から人々が半ば強制的に集められ、家や土地を与えられて香取神宮への奉仕を義務づけられたのではないだろうか。その意味で、この遺跡から応保2年の「大禰宜実房譲状断簡」などにみえる村や里等の地名に該当する小地名記載墨書が出土する理由もそこにあるのではないかと考えられる。

⑨の「婆」「姦」の墨書土器と刻書土器を出土した長部山遺跡は、佐原市香取字長部山に所在し、吉原三王遺跡からは北西約800m、香取神宮からは南東約600m程の地にある（第5図参照）。奈良・平安時代の集落遺跡で竪穴住居跡約100軒・掘立柱建物跡18棟が検出されている⁽⁷⁷⁾。この墨書・刻書土器の「婆」「姦」に該当する現存地名はないが、吉原三王遺跡出土の地名記載墨書土器と同様に、『大禰宜家文書』にみえる応保2（1102）年の「大禰宜実房譲状断簡」⁽⁷⁸⁾に該当する地名がみえる。すなわち、香取村内に「姦畠六丁三段小」とあり、この「姦畠」の小地名が該当すると考えられている。恐らく、この墨書土器の年代の示す8世紀後半代には、香取村内の小地名として存在していたことは明らかであろう。なお、この遺跡からは、次に記す⑩の「乙丁子」の墨書土器も出土している。



第18図 小地名のみ表記の墨書土器

⑩の「乙丁子」及び⑪の「丁」の墨書土器は、⑩が前述した長部山遺跡から、⑪が佐原市丁子字コバッチに所在する丁子コバッチ遺跡から出土している（第5図参照）。この丁子コバッチ遺跡は、長部山遺跡から東へ谷を隔てた約700mの地に位置しており、奈良・平安時代の竪穴住居跡10軒、掘立柱建物跡2棟が検出されている⁽⁷⁹⁾。

墨書土器に記された「乙丁子」「丁」については、丁子コバッチ遺跡の所在地に地名「^{ようろご}丁子」が現存している。この地名は近世では「丁子村」であり、鎌倉期には嘉元2（1304）年の史料に香取社神領の一つとして「丁古」の地名がみえ⁽⁸⁰⁾、又、明德3（1392）年の史料には「丁古村」とみえることから⁽⁸¹⁾、その地名にかかる古代地名と考えられるものである。

⑫の「草田」の墨書土器を出土した白幡前遺跡⁽⁸²⁾は、八千代市^{かやた}萱田字白幡前に所在している（第2図参照）。この白幡前遺跡は、第1章ですでに述べたように、古代の下総国印幡郡村神郷を構成する集落遺跡の一つである。奈良・平安時代の竪穴住居跡279軒、掘立柱建物跡150棟、井戸5基等が検出されている大規模な集落遺跡であり、村神郷のなかで中核的な集落の一つとして把握されている。

墨書土器に記された「^{かやた}草田」については、遺跡所在地の地名が「^{かやた}萱田」である。この地名は近世「萱田村」で、中世では「萱田郷」とみえ、12世紀末以前に遡る地名であることが確認されることから⁽⁸³⁾、この地の古代地名を記したものと理解される。そして、白幡前遺跡の所在する萱田地区には、井戸向遺跡、北海道遺跡、権現後遺跡等の奈良・平安時代の集落遺跡が所在しており、これまでの研究から⁽⁸⁴⁾、それらは村神郷のなかで一つの生活圏を形成していた遺跡群として把握されている。このことからすると、この「草田」記載墨書土器の示す8世紀後半代には、すでにこの萱田地域が、村神郷内にあつて「草田村」と呼ばれていた可能性が高いと考えられるものである。

以上、地名（小地名）を記載したと考えられる墨書土器を取り上げ、記載された地名と出土した遺跡の所在地及び周辺の地名との対応や古代の地名（村や里）との関係のみてきた。その結果、次のような点が指摘される。

- 1 記載された地名に対応する地名が、その墨書土器を出土した集落遺跡の所在地に少なからず現存すること。その地名は、少なくとも近世には村名としてみえ、更に中世に遡って確認される地名も多いことから、古代の地名を受けついで来ていると考えられること。
- 2 記載された地名に対応する地名が、出土した遺跡の所在地や近辺に現存しない場合でも、中世の文献史料等に記されている地名に該当するものが少なからず認められること。
- 3 1及び2から、集落遺跡から出土した地名を記載したと考えられる墨書土器が1や2に該当する場合は、そこに記された地名は出土した遺跡の所在地やその近辺に所在した古代地名を記したものであると判断されること。
- 4 寺の名前に付けられた地名等からみると、墨書土器に記された地名の多くは古代の当時の村の名を記している可能性が高いと判断されること。
- 5 地名を記載した墨書土器を出土した集落遺跡とその周辺地域には、奈良・平安時代の集落遺跡はもとより、前代の古墳時代後期から継続するその地域の中核的集落遺跡も少なからず所在していること。そして、このことは、村が複数の集落遺跡によって構成されていたことを示すものであると考えられること。

4. 人名記載墨書土器からみた集落・家族

これまでは、行政組織である郷やそれ以外の地名を記載した墨書土器から、集落と郷や村との関係をみてきた。ここでは、少し視点を変えて、人名を記載した墨書土器からその集落到居住していた人々や戸籍・家族の問題について考えてみたい。

県内の集落遺跡から出土している人名記載の墨書土器は、40か所を越す遺跡から80点以上が出土している⁽⁸⁵⁾。それらの記載の内訳をみると次の三種の記載が認められる。

- (1) 姓と名が記載されているもの（丈部国依・丈部乙刀自女など）
- (2) 姓のみ記載のもの（丈部・火神部など）
- (3) 名前のみ記載のもの（人足・古麻呂など）

これらのうち、(1)の姓と名がフルネームで記されているものは、16遺跡から32点以上が出土しており、その大半が延命や招福除災を願って書かれた「国+郡+郷+人名+〇〇+年月日」の記載形式をもつ多文字墨書土器やそれに類似する記載内容の墨書土器に記されている。そして、これら延命や招福除災を神に願った多文字墨書土器に記された人名は、戸籍に登録された願い人本人の実名を記していると考えられることからすると、その集落到居住している実在の人物を示すものである。そしてこの点を踏まえると、(2)(3)もその集落到実在したその姓に示される集団や人物の名前を示すものであると理解することが出来る。このような視点に立って、ここでは、主として相馬郡意布郷と印幡郡村神郷の集落遺跡から出土した人名記載の墨書土器を取り上げ、集落と戸籍や郷戸、家族の関係についてみてみよう。

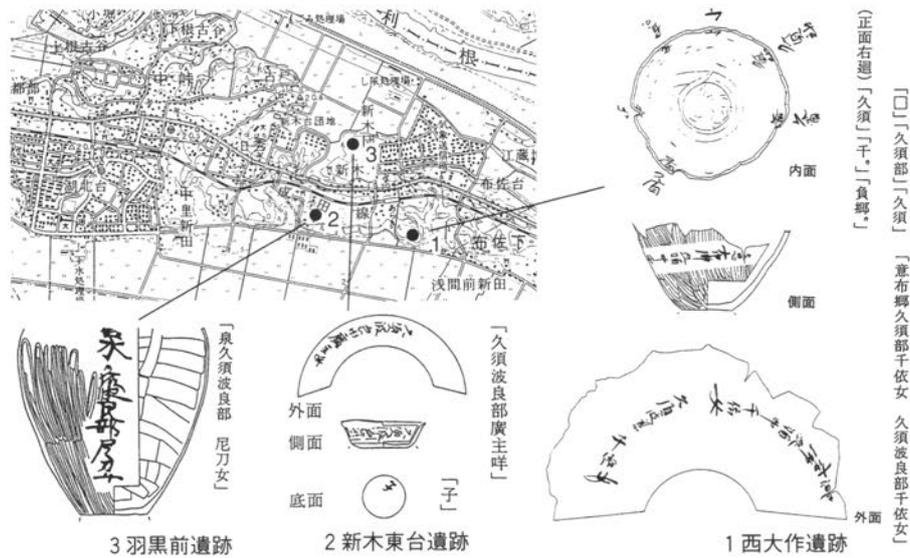
(1) 人名記載墨書土器と集落・戸籍

(ア) 下総国倉麻（相馬）郡意布郷戸籍と人名記載墨書土器

奈良時代に作成された戸籍のうち、房総三国では養老5（721）年の下総国葛飾郡大島郷、同倉麻（相馬）郡意布郷、同鉦托（香取）郡山幡郷の三郷分の断簡が残されている。このうち、倉麻（相馬）郡意布郷の集落遺跡から出土し、その戸籍に関わると考えられる人名記載墨書土器として次の3点がある。

- ①「意布郷久須部千依女／久須波良部千依女」（西大作遺跡，9C前半，土師器甕）（第19図1）
- ②「泉久須波良部尼刀女」（新木東台遺跡，8C第4四半期頃，土師器甕）（第19図2）
- ③「久須波良部廣主咩」（羽黒前遺跡，9C初頭頃，土師器坏）（第19図3）

このうち①の「意布郷」記載の墨書土器を出土した我孫子市西大作遺跡は、相馬郡銜の正倉跡に比定されている同市日秀西遺跡の東約2kmの手賀沼に面した台地上に所在している。そして、すでに1章で述べたように、この郷名記載墨書土器の出土によって、西大作遺跡が意布郷に属していたことを示すとともに、これまでその比定地が明確でなかった相馬郡意布郷の所在地域を明らかにしたものであった。又、②③の墨書土器を出土した我孫子市新木東台遺跡と同羽黒前遺跡の所在地をみると、新木東台遺跡は西大作遺跡の北西約1.1kmの利根川に面した台地上にあり、羽黒前遺跡は西約1.0kmの西大作遺跡と同じ手賀沼に面した台地上ある。新木東台遺跡と羽黒前遺跡は約0.9kmの距離である。このような3遺跡間の位置関係をみると、径約1.1km程の間とはいえ、利根川流域と手賀沼に挟まれた我孫子台地のなかで各々立地を



第19図 意布郷の集落遺跡と人名記載墨書土器

異にして形成された別々の3集落において、同じ「久須波良部」の姓をもつ人達が居住していたことを良く示している。

一方、倉麻郡意布郷戸籍は、完全な戸が二戸、不完全な戸が10戸記された小さな断簡であるが、そこに記された人名70人のうち60人が藤原部の姓をもつ人達である。この藤原部は、5世紀中頃藤原宮にいた允恭天皇妃の衣通郎姫の名代に由来する姓であるが、『続日本紀』天平宝字元（757）年3月条に「今より以降、藤原部の姓を改めて、久須波良部と表記せよ」とあるように、藤原仲麻呂の政権下において久須波良部に改められている。『正倉院文書』の天平宝字6（762）年3月20日の「奉写石山大般若所解」には、下総国の仕丁として相馬郡邑（意布）郷戸主久須原（波良）部音の戸口の久須原（波良）部広島の名がみえ⁽⁸⁶⁾、757年の勅にもとづいて「藤原部」から「久須波良部」へと姓が改められ、表記が変わっていることが裏付けられている。

この点を踏まえて、①～③の墨書土器をみると、いずれも「久須波良部」の姓をもつ人名であり、かつそれらが意布郷の所在地の集落遺跡から出土していることは、意布郷戸籍に登載されていた「藤原部」の姓をもつ人々が、西大作遺跡や新木東台遺跡、羽黒前遺跡等の集落に居住しており、天平宝字元（757）年以降、姓を「久須波良部」と改めさせられていたことを現地で具体的に示しているものである。そして、そのことは逆に、意布郷が西大作遺跡や新木東台遺跡、羽黒前遺跡等複数の集落から構成されていたことや、そこに居住する人々が戸籍に登載されて、行政組織としての郷が形成されていたことを物語っているものでもある。

（イ）下総国印幡郡村神郷の集落遺跡と人名記載墨書土器

下総国印幡郡村神郷を構成した集落遺跡である八千代市白幡前・井戸向⁽⁸⁷⁾・北海道・権現後・高津新山⁽⁸⁸⁾・村上込の内⁽⁸⁹⁾・上谷の7遺跡からは、次に記すように26点の人名墨書土器が出土している。

<白幡前遺跡>

- ①丈部人足／人面（土師器甕・8 C 後半）（第20図1）②人足（土師器坏・8 C 後半）（第20図2）③得足（土師器坏・8 C 後半）（第20図3）④赤足（土師器坏・8 C 後半）（第20図4）⑤子猿嶋（土師器坏・8 C 後半）（第20図5）

<井戸向遺跡>

⑥□部吉道□（土師器坏・9C）（第20図6）

<北海道遺跡>

⑦丈部乙刀自女形式（土師器坏・8C中頃）（第20図7）

⑧村神丈□（土師器坏・9C前半）（第20図8）

<権現後遺跡>

⑨村神郷丈部国依甘魚（土師器坏・9C前半）（第20図9）

⑩大伴部（土師器坏・9C前半）（第20図10）

<高津新山遺跡>

⑪物部（刻書4点，土師器坏）

⑫丈（丈部カ，土師器坏）

<村上込の内遺跡>

⑬丈（丈部カ，土師器坏・9C中頃）

<上谷遺跡>

⑭下総国印幡郡村神郷丈部□刀自咩召代進上延暦十年十月二十二日（土師器甕・8C末）（第20図11）

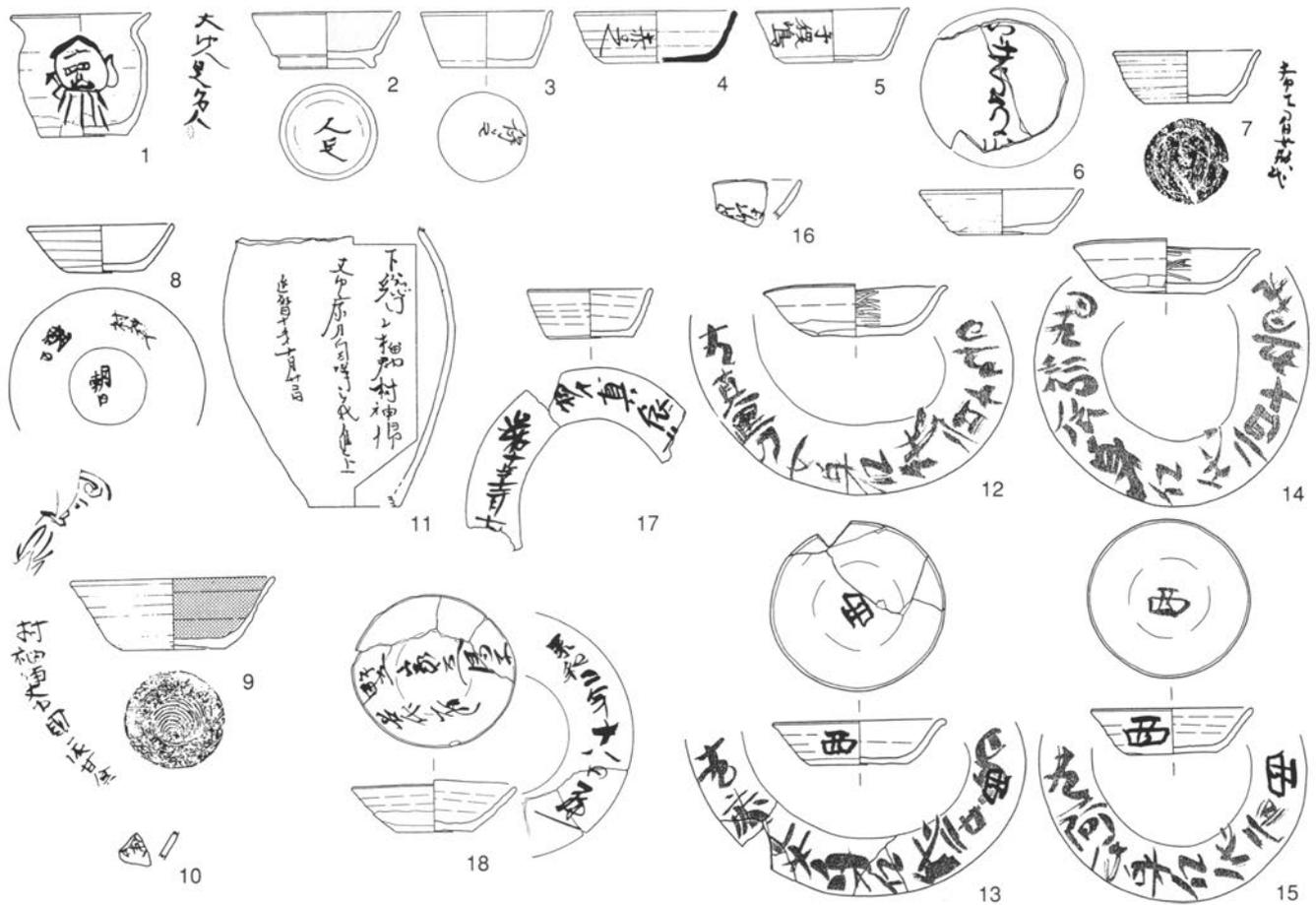
⑮丈部真里刀女身召代二月十五日（土師器坏・9C中頃）（第20図12）

⑯丈部麻□女身召代二月十五日／西／西（土師器坏・9C中頃）（第20図13）⑰丈部稻依身召代二月十五日（土師器坏・9C中頃）（第20図14）⑱丈部阿□□身召代二月／西／西（土師器坏・9C中頃）（第20図15）⑲丈部千総石女□□進上（土師器坏・9C前半）⑳丈部申万（土師器坏）㉑丈部角万呂（土師器坏）㉒□□廣友進召代弘仁十二年十二月／人面／田（線刻）（土師器坏・9C前半）㉓□神郷丈□（土師器坏・8C末～9C初）（第20図16）㉔物部真依□／延暦十年十一月七（土師器坏・8C末）（第20図17）㉕野立家立馬子召代進／承和二年十八日進（土師器坏・9C前半）（第20図18）㉖吉足（土師器坏・8C後半）

これらのうち、白幡前、北海道、権現後、高津新山、上谷の5遺跡から出土した姓の明らかな人名記載の墨書土器をみると、8世紀中頃から9世紀前半にかけてのものであり、総点数19点のうち、4遺跡13点が「丈部」姓である。その他は「物部」姓が2遺跡5点（刻書土器4点）、「大伴部」姓が1点であり、圧倒的に「丈部」姓の人名墨書土器が多いことを示している。とりわけ、上谷遺跡においては、人名記載墨書土器13点のなかで、「丈部」姓のものが9点のほかは、「物部」姓が1点、姓の判断出来ないものが1点、名前のみのものが2点である。

下総国の場合、葛飾郡大島郷、倉麻郡意布郷、鉦托郡山幡郷の戸籍にみられる人名から、その特徴として郷ごとに同姓の者が多い点が挙げられている。特に大島郷戸籍では、登載された人名のうち、「孔王部」姓が546人にのぼり、そのほとんどを占めている。ほかの姓としては、「私部」が29人、「刑部」が21人、「三枝部」が7人、「磯部」が2人、「石寸部」・「大伴部」・「小長谷部」・「長谷部」・「中臣部」・「土師部」・「日奉舎人部」・「藤原部」・「壬生部」が各1人である⁽⁹⁰⁾。

この点を踏まえてみると、村神郷を構成する有力な集落遺跡において、「丈部」姓をもつ人名記載墨書土器が多く出土することは、このような下総国の戸籍にみられる傾向を反映しており、村神郷においても、郷を構成する各々の集落に居住していた人々の多くが「丈部」姓の者であったことを物語っているのでは



第20図 村神郷の集落遺跡出土の人名記載墨書土器

ないかと思われる。

(2) 人名記載墨書土器と集落・家族

ここでは、集落遺跡を構成する竪穴住居跡とそこから出土した人名記載の墨書土器から、実際に集落で生活していた人々と戸籍に記された郷戸（大家族）や房戸（小家族）などにみられる家族との関係についてどのように辿れるか、下総国印幡郡村神郷を構成する主要な集落遺跡である八千代市白幡前遺跡から事例を取り上げ検討してみよう。

白幡前遺跡では、他の古代集落遺跡にも多くみられるように、竪穴住居や掘立柱建物が一定の範囲にまとまって分布し、それらがある期間継続的に住居群を形成している建物群が9群検出されている。そのような建物群をさらに細かく見ていくと、一時期に数棟の竪穴住居と時には掘立柱建物から構成され、一定の区域を占有してまとまって一つの単位をなすような単位集団とも呼ばれる住居小群が認められている。そして、この住居小群はある期間継続的に住居群を形成し、発展したり、消滅したりしながら、その結果として一定の範囲においてまとまりをもって分布する建物群として把握されている。ここでは、このような住居小群のなかから、「丈部人足」の人名記載墨書土器と、姓の記載はないが、「赤足」・「得足」の名前を記載した墨書土器を出土した住居小群を各々取り上げてみる。

<事例1> 白幡前遺跡の「丈部人足」とその家族

周囲に隣接するように1～2軒の竪穴住居跡がみられ、その結果として、I期の竪穴住居跡を中心としてその周囲に各々小グループの竪穴住居群のまとまりとして分布していることがわかる。このことは、当初からある一定の区域を占地して竪穴住居が建てられ、その占地した土地（あるいは家地）に竪穴住居が継続的に建て替えられていることを示している。

また、この地域には中央部北側の竪穴住居の所在しない空地に、大きな井戸状の遺構P138がある。このP138はⅢ期の頃には中途まで埋没している状態がうかがわれるが、その埋土中からは、北側約50mにあるD146竪穴住居跡から出土している墨書土器「枚方」、同じく北東約65mにあるD196竪穴住居跡から出土している「○」、さらに南側約55mのD132竪穴住居跡から出土している「子猿島」と同じ文字を記した墨書土器が出土している。これらは、各々竪穴住居跡から出土した墨書土器と同じ時期（3期）の土器である。そこから、P138遺構を中心としてD146・D196・D132の竪穴住居に居住していた人達が互いに祭祀的行為を行っていた様子が浮かんでくる。この点からみると、調査報告書のなかで1群B、2群Aと分けられた建物群のなかでもこの地域の竪穴住居群は、日常的な生活のなかで一つのまとまりをもっていた集団であったことをうかがわせている。

さて、この地域の竪穴住居の分布からみた様相を踏まえて、D258「丈部人足」の住居小群をみてみよう。

「丈部人足」のD258住居跡の周辺では、東西25m・南北20mの範囲内で、D259・D260・D261・D262・D263の5軒の竪穴住居跡とH138A・B2棟の掘立柱建物跡が所在している。調査報告書では出土した土器の時期からみて、竪穴住居跡は1期D258→2期D261・D262→3期D259・D263と把握されている。掘立柱建物跡の時期は不明だが、ここではその建物方向からみると、1期のD258と同じ頃にH138Aが建てられ、この住居小群の最終末と考えられるD260の頃までにH138Bに建て替えられていると理解しておきたい。

ここで、この住居小群から出土した墨書土器をみると、1期の「丈部人足」のD258住居跡では、他に「益」（益）があり、隣接するD259住居跡で「人足」・「益」（陞と鄗）、「赤山」（2点）が、北東側のD261住居跡で「堤」・「く」、南側のD263住居跡で「堤赤山」がある。このなかで、D259から出土した「人足」「赤山」「益」の墨書土器（坏）は住居跡の北東隅からまとまって出土しており、「赤山」（2点）と「益」は完形で、「人足」は一部が欠けている。このうち、「人足」の人名は隣接するD258から出土した「丈部人足」と同じ名である。D259では、D258から出土している「益」と同じ文字の墨書土器が出土していることから、「人足」は姓の記載はないが、「丈部人足」と同一人物を示すものと理解して良いだろう。また、D261の「堤」（埋土中から3分の1程の破片で出土）とD259の「赤山」、D263の「堤赤山」（完形で北東隅に近い壁直下の周溝上より出土）の文字をみると、「赤山」+「堤」⇒「堤赤山」とも読みとれる。

このような「丈部人足」の住居小群から出土した墨書土器から、D258・D259・D261・D263の四者の関係を見ると、D258とD259、D259とD263、D263とD261というように各々文字を共有する関係にあることがわかる。

なお、これらの竪穴住居跡の規模は、D258が7.83m²、D259が13.26m²、D260が11.88m²、D261が5.72m²、D262が14.0m²、D263が11.9m²である。ちなみに1人当たりの住居面積を仮に2.7m²とすると、1住居2～3人から5人程度の住居スペースの住居小群である。

以上、竪穴住居等の配置関係やそこから出土した墨書土器の様相からみると、「丈部人足」の墨書土器を出土した住居小群は、D258竪穴住居(+H138掘立柱建物)に住居した「丈部人足」とその家族が8世紀中頃後半から9世紀初頭頃までの間に次世代を含め居住した住居の跡を示すものと把握して差し障えないだろう。

<事例2>白幡前遺跡の「赤足」,「得足」とその家族

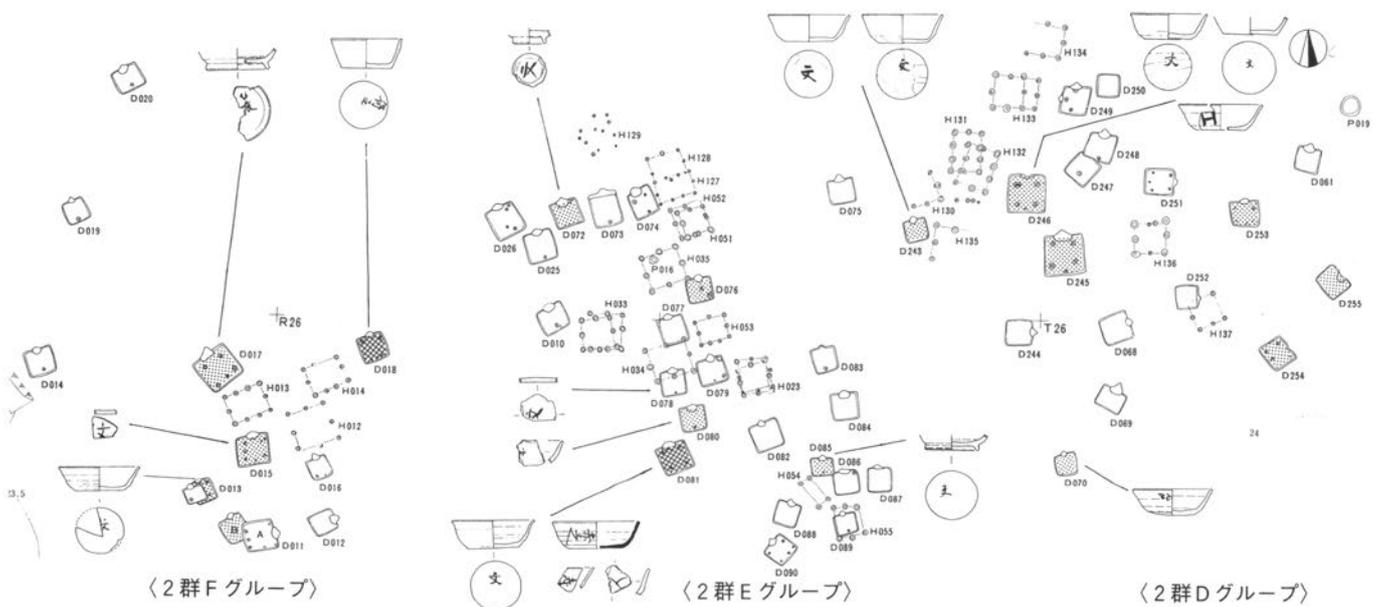
白幡前遺跡から出土した「赤足」,「得足」の人名記載墨書土器は「赤足」が遺跡中央部から南西寄りの地域に所在する2群EグループのD081竪穴住居跡から、「得足」がその西側の2群FグループのD018竪穴住居跡から出土している。この「赤足」,「得足」は、大島郷戸籍に記載されている人名や2群AグループのD258竪穴住居跡から出土している「丈部人足」からみると、男性の名前と理解されるものである。

両者のうち「赤足」は、須恵器杯の体部外面に横位で朱墨により記されている。全体の2分の1程の破片で埋土下層から出土している。このD081住居跡からは、ほかに「文」(土師器杯, 完形)1点と「赤□」,「入」(ともに土師器杯の小破片)が各1点出土している。また、「得足」は土師器杯の底部外面に記されている。全体の3割程が欠けており、南壁寄りの床面近くから出土している。

「赤足」,「得足」の墨書土器は、ともに破損しており、出土状況からみると住居廃絶後に投棄された可能性が高い。しかし、出土したD081とD018住居跡は、出土遺物からみると、ともに2期(8C後半)の住居跡であるが、「得足」のD018住居は2群Fグループのなかでは最も古く、又「赤足」のD081住居は建物群の南に離れて所在するI期のD091住居を除くと、2群Eグループのなかでは、「得足」の住居跡と同じく最も古い住居跡である。この点からみると、D081住居跡には「赤足」とその家族が、D018住居跡には「得足」とその家族が住居していたと考えられるものである。

それでは、この点を踏まえて、以下「赤足」,「得足」の住居小群の変遷とその相互関係などについてみていこう。

第22図は「赤足」のD081竪穴住居跡のある2群Eグループとその西側の「得足」のD018竪穴住居跡のある2群Fグループ(部分)及び東側の2群Dグループの遺構分布図である。



第22図 「赤足」・「得足」墨書土器と遺構分布図

これらの遺構グループは、各々竪穴住居と掘立柱建物で構成されている建物群であり、その形成時期は、2群Eグループが1期（8世紀中頃）、Fグループが2期（8世紀後半）、Dグループが3期（8世紀末頃～9世紀初頭）から始まる建物群である。そして、D～Fグループの建物群はともに6期（9世紀後半）まで継続して形成されている。ここでは、「赤足」・「得足」の住居に係る8世紀代の1～3期の建物群の様相について検討する。

まず、2群Eグループでは22軒の竪穴住居跡のうち、1～3期はD072・D076・D080・D081・D085・D091の6軒である。これらの住居の分布をみると、建物群の南側に2期の「赤足」のD081住居跡が位置し、1期のD091住居跡はそこから更に南西25m程の地に所在している。この1期のD091住居跡の近辺には、2期以降の竪穴住居跡等の遺構が全く無いことからすると、D091→D081へと移っている可能性も考えられなくはないが、発掘調査報告書でも述べられているように、建物群のあり方としては特殊である。このため、ここでは2群Eグループは2期の「赤足」のD081住居から始まる建物群として把握しておきたい。この観点から2群Eグループをみると、2期にD081住居が、この地に居を構えたあと、それに続く3期にはD072・D076・D080・D085の4軒がD081の東側から北側へと広がっている。各々の位置関係をみると、3期の住居はD081と主軸方向をほぼ同じくしながら、D080住居がD081住居の北東側に隣接しているほかは、各々D081住居から離れ、互いに15m程の間隔を置いて所在しながらも、D・Fグループの2～3期の竪穴住居とは25m以上の距離をもっており、全体としては、南北45m、東西30m程の範囲の中で、住居群としてまとまりを示している。なお、建物群のうち13棟の掘立柱建物については、出土遺物がほとんどなく、建物配置や竪穴住居跡との重複関係等からみて2～3期よりも4期以降のものが多くと把握されることから、ここでは竪穴住居を中心に検討しておきたい。

一方、これら3期の住居跡から出土した墨書土器をみると、出土数は少ないが、D072とD085から「文」が各1点、D080から「赤」が1点出土している。この「赤」・「文」は、2期のD081住居跡から出土した「赤足」・「赤□」・「文」と文字を共有するものである。なお、「文」は4期のD078竪穴住居跡の埋土中から小破片が1点出土している。

これらの点からみると、2群Eグループの2～3期の竪穴住居は「赤足」のD081住居を核として形成された住居小群として把握することが出来る。言い換えるならば、「赤足」とその家族を中核として形成された小集団が2～3期の間に居住していた住居小群であると理解される。

次に2群Fグループの北側の建物群についてみると、9軒の竪穴住居跡のうち、2～3期はD011B・D013・D015・D017・D018の5軒である。これらの分布をみると、2期の「得足」のD018住居が建物群の北東側に所在し、3期のD011B・D013・D015・D017の4軒は、掘立柱建物を挟むようにして、その西側の地から南西側に広がっている。2期のD018と3期のD015・D017との距離は15m程である。この建物群のなかで、掘立柱建物は3棟がD018とD015・D017との間に存在しているが、建物の配置や軸方向、さらに周囲の竪穴住居跡からの出土遺物の量をみると、3期のD017竪穴住居跡から約2,000点、南側の4期のD011A竪穴住居跡から1,000点以上が出土していることからすると、H012掘立柱建物が3期の竪穴住居と、H013・H014の2棟が4～5期の竪穴住居（D011A・D012・D013・D016）と建物群を構成しているものと把握される。そして、これらの建物群は全体として径30m程の範囲の中に住居小群を形成している。特に2～3期の住居小群と東側の2群Eグループの住居小群とは25～30m余りにわたって遺構の無い区域が存在し、さらにこの2～3期の住居小群の北・西・南にも同時期の住居が全く存在しな

いことは、この住居小群が全体として一つのまとまりを持っている住居小群であることを想定させる。

出土した墨書土器をみると、数少ないが、D018の「得足」のほかには、「文」がD013BとD015から各1点、「乙□」がD017から1点出土している。このうち、「文」は2群Eグループの2～3期の住居小群「文」と共通の文字である。

この「文」は、2期のD018竪穴住居跡から出土していないが、D018から出土した「得足」の名前については、2群EグループのD081竪穴住居跡から出土している「赤足」の名前との関係がうかがわれる。すなわち、「得足」のD018住居と2群Eグループの「赤足」のD081住居とは、直接距離にして40m程離れており、各々別々の住居小群を形成していると把握されるものであるが、ともに各々の住居小群の中では最も古い住居である。加えて、竪穴住居の主軸方向も同じく北西を向いていることからみると、両者の住居に居住した者はほぼ同じ頃にこの地域に進出して開発に当たったものと考えられる。そして、出土した墨書土器に記された文字からみると、2群Eの2～3期の住居小群は「赤足」のD081から出土している「文」の文字を共有している住居群である。これに対して、「得足」のD018の所在する2群Fグループの住居小群も「文」を3期の2軒の住居跡から出土していることからすると、2群EとF（北側の建物群）の住居小群は互いに「文」を共有する住居小群として把握される。

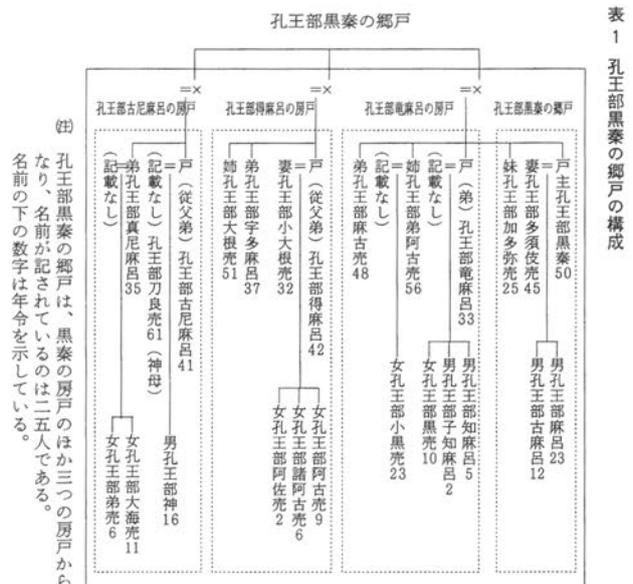
さて、このような2群EとFの住居小群の関係を踏まえて、「得足」と「赤足」という名前をみると、両者は「足」を共有する名前である。

古代の人の名前のつけ方についてみると、下総国葛飾郡大島郷戸籍の名前には、一定の名付けの法則がみいだせることが指摘されている⁽⁹¹⁾。そして、第1表に示した孔王部黒秦の一族の名前の場合も、女性名に限らず、男性名においても麻呂・古麻呂（麻呂を共有）、知麻呂・子知麻呂（知麻呂を共有）、古尼麻呂・真尼麻呂（尼麻呂を共有）のように原型名の共有が認められている⁽⁹²⁾。

「得足」・「赤足」の場合の「足」についてみると、大島郷戸籍の中では数少ないが、第2・第3表のように刑部止手の戸において、兄弟が「百足」・「広足」（足を共有）の名前である事例や断簡のため戸全体の名前は不明であるが、第3表のように甥に「孔王部得足」、その弟に「孔王部小足」の名前がみえ、やはり「得足」・「小足」という「足」を共有している名前がみえる。

このような名前において「足」を共有する点やその形成する住居小群において墨書土器の文字「文」を共有する点からみると、この「赤足」「得足」は単に血縁関係を有する者というよりもむしろ兄弟である可能性が高いのではないかと考えられる。

このような観点からすると、2群Fグループの2～3期の住居小群は、2群Eの「赤足」の兄弟である「得足」とその家族を中核として形成された住居小群として理解することが出来るだろう。



(『千葉県歴史 通史編 古代2』より転載)

戸刑部止手年伍拾伍歳	正丁	課戸、戸主 外従父兄
妻三枝部大亮年伍拾伍歳	丁妻	
妾孔王部奈為亮年肆拾貳歳	丁妾	
妾孔王部古良亮年肆拾貳歳	丁妾	
男刑部百足年貳拾歳	少丁	嫡子
男刑部広麻呂年陸歳	小子	嫡弟
男刑部広足年陸歳	緑児	
女刑部古伊良亮年貳拾歳	丁女	嫡女
女刑部□亮年貳拾歳	丁女	
孔□孔王部	小女	上件五口 色羽男女
姪孔王部若亮年參拾歳	丁女	
甥孔王部得足年參拾歳	正丁	
弟孔王部小足年貳拾伍歳	正丁	

表3 孔王部某の房戸の構成(断簡)

(『千葉県歴史資料編 古代』による)

表2 刑部止手の房戸の構成

それではさらに、2群Eグループの東側の2群Dグループの様相についてみてみよう。このグループは3期から形成される建物群である。18軒の竪穴住居跡のうち、D070・D243・D245・D246・D253・D254・D255の7軒が3期の竪穴住居跡である。分布をみると、住居群中央の一辺5mを越える大形の住居D245・D246が近接するほかは、東西60m、南北40m程の範囲の中で、12~23m程の距離を置いて6軒が所在している。掘立柱建物跡は8棟が検出されているが、北側のH130~

H135の掘立柱建物は4~5期の所産の可能性が高いことが報告されている。3期の竪穴住居の中で建物の規模やその主軸方向、配置関係、出土遺物の量などからみると、D246は主軸がほぼ北向きで1,000点を超す遺物が出土しており、3期の竪穴住居の配置のほぼ中央に位置しているH136掘立柱建物を主軸方向が同じであることからすると、D246・D253竪穴住居とH136掘立柱建物の組合せと、D243・D245・D070の竪穴住居、D254・D255の竪穴住居の組合せが想定され、2~3軒の住居が1単位となって形成されている様子がうかがわれる。このうち、大形の住居D245とD246は3m程の至近距離にあることや、出土遺物の様相からみるとD246→D245への移動と考えられ、同じ3期のなかでも住居の推移が想定される。

この2群Dグループの3期の住居小群から出土した墨書土器についてみると、2群E及びFグループの2~3期の住居小群に主体的な「文」の墨書土器と共通の「文」を記した墨書土器がD246とD243から各2点ずつ計4点(完形3点、破損1点)出土しているほかは、D070から「乙山」「魚」を記した墨書土器が各1点である。全体に墨書土器の出土は少なく限られているが、「文」はこの住居小群の中心的な住居の大形のD246から2点が出土していることから、この住居小群の主体的な文字と把握される。また、「乙山」は2群FグループのD017竪穴住居跡から出土している「乙□」と「乙」を共有する文字としての可能性を有しているものでもある。この点からみると、2群Dの住居小群は、2群E及びFグループの住居小群と同じく「文」を共有する家族あるいは親族によって形成されていた可能性が高いと考えられる。そして、この2群Dの4点の「文」は、その記載された土器の部位をみると、2群E及びFから出土している「文」と同じく、いずれも土師器坏の底部外面に記載されており、共通の特徴をもっていることからすると、2群Dの住居小群を形成した人達(家族集団)が2群E及びFの住居小群を形成した家族集団と密接な関係を有していたことを物語っているものと思われる。

以上、2群D・E・Fグループの2~3期の住居小群について墨書土器を中心にその形成との関係をみてきた。その結果、この三者を形成した人達(家族)は、墨書土器に「文」の文字を共有し、加えて、墨書土器に記載する場合は、坏形土器の底部外面に記載するという、ある面での強い共同規範を持っていた人達(家族)であることが明らかとなった。そして、この点を踏まえ、2群E D081住居の「赤足」とF群D018住居の「得足」の両者から兄弟の関係が推察されることからすると、2群D・E・Fの住居小群を形成した家族集団は、兄弟や一族という血縁関係にある親族集団であったと理解出来るのではないだろうか⁽⁹³⁾。

5. 郷と村と集落・家族

これまで、郷名や地名、人名を記載した墨書土器とそれを出土した集落遺跡から、郷や村がどのように把握出来るのか、さらには集落遺跡のなかで家族の姿がどのように捉えられるのか検討してきた。ここでは、それらをまとめながら相互関係について検討することとしたい。

(1) 郷と村と集落

<郷と集落>

郷と集落との関係については、第1章でみたように、郷の所在地として比定される地域には、複数の奈良・平安時代の集落遺跡はもとより、前代の古墳時代後期から奈良・平安時代へと続く、その地域の中核的な集落となるような遺跡や古墳群などが少なからず所在している。

このことは、50戸1里（郷）として編成された行政組織である郷が、一定の地域に所在する複数の集落（そこに居住する人々）をもとにして構成されていたことを物語っているものと理解される。

また、その結果、集落遺跡の分布からみると郷は一定のひろがり（領域）をもっているようにみえる。この郷の領域については、郷名記載の墨書土器を出土した集落遺跡と、記載されている郷の所在地に比定されている郷名遺称地との位置関係や、周辺に分布する集落遺跡の所在地等からみると、3～4km四方位から6～7km四方位の範囲が想定される。恐らく、このことは逆に、その範囲に所在する複数の集落遺跡によって郷が構成されていたことを示すものであり、その範囲の広さの大小は、そこに所在した集落の人口密度に起因することが想定される。

<村と集落>

地名記載の墨書土器から把握出来た古代の村については、その地名が中世の村や近世の村、そして現在の大字名へと続いてきているものが大半である。この地名の連続性という観点からみると、古代の村は該当する地名の所在地に存在していたことは言うまでもないが、その領域については、地名として対応する近世や中世の村の範囲を超えるものではなかったと考えられる。

この点を踏まえ、村と集落との関係についてみると、一般的には、村の所在地として比定される地域には、複数の奈良・平安時代の集落遺跡はもとより、前代の古墳時代後期から続く、その地域の中核的な集落となるような遺跡が少なからず所在している場合が多い。

しかし、第2章ですでにみたように、個別的にみていくと、いくつかのタイプがうかがわれる。すなわち「高岡村」の場合、比定される地域には、発掘調査された遺跡からみると、古墳時代後期から奈良・平安時代へと続く、この地の中核的な集落遺跡とそれに附随するように近接する奈良・平安時代の小規模な集落遺跡が所在するが、「高岡村」に比定される地域には古墳の所在が確認されていないという特徴をもっている。これに対して、「草苺村」の場合は、比定される地域は前代の古墳時代後期の古墳群が形成されており、古墳時代から奈良・平安時代へと続く、この地域では最大規模の集落遺跡が所在している。また、さらに「草田村」の場合は、比定される地域は古墳時代後期には小規模な集落遺跡しか所在していない地域であるが、奈良時代に入ってから形成された大規模な集落遺跡が複数所在している。この他、別のタイプの村も想定されるが、いずれにせよ、このように村に比定される地域の様相に特徴ある差異がみら

れることは、古代の村がその成立の時期やその形成に際しての要因などによって一様でなかったことを示しているものと考えられる。

<郷と村と集落>

郷名記載の墨書土器を出土した集落遺跡をはじめとして、奈良・平安時代の遺跡の所在状況からみると、郷はおおよそ3～4km四方から6～7km四方位の範囲に所在する集落をもとにして構成されていたものと想定される。

これに対して、村の領域は墨書土器にみられる地名の連続性という観点からみると、広くてもその地名（郷名）に対応する近世や中世の村を越えない範囲（2～3km程）を領域としていたと想定することが出来る。そして、その想定される領域に所在している遺跡をみると、複数の奈良・平安時代の集落遺跡が所在していることは勿論であるが、前代の古墳時代後期から続く集落遺跡や古墳群の存在の有無、さらには奈良時代に入ってから形成される集落遺跡の有無等によるいくつかのタイプがみられ、村の成立やその形成が一様でないことがうかがわれる。

このような村の比定地域にみられる遺跡の様相からみると、村はその地域を生活領域としている人々によって歴史的に形成されてきたものであり、郷のように行政的に一律に設定されたものではないことを示していると考えられる。

そして、この点を踏まえると、50戸1里（郷）を原則として構成された里（郷）は、内に村を包摂しながらも村を構成する集落（そこに居住している人々）を基礎に置き、行政的に設定されていたことを示していると思われる。

なお、地名という観点から郷名をみると、その多くは行政的に里（郷）を設置するに当たって、その地域の中心的な村の名前をとって付けたものではないかと考えられる。言い替えるならば、郷名が地名として受け継がれてきている郷名遺称地には、その当時の中心的な村が所在していた可能性が高いのではないかと考えられることである。

その理由については、次の点があげられる。

①郷名記載墨書土器を出土した遺跡の所在地をみると、墨書土器に記載された郷名を地名として受け継いでいる郷名遺称地からではなく、そこから離れた別の地域（その所在地からみると近世の別の村）である場合が多い。このことは、郷についての認識が郷を構成する一定の範囲にある集落の人々に共有されていたことを示していると判断されるが、それに対して郷名は、領域的にみると村名と同じく中世や近世の村の範囲でしか受け継がれていないこと。

②養老5年の戸籍が残る下総国鉦托（香取）郡山幡郷は、『和名類聚抄』にはみえない郷であることから、国郡郷里制から国郡郷制へと地方行政組織が改編される天平11～12年頃に再編成されて、別の郷になり郷名が無くなったと考えられている。しかし、その郷名を記した「山幡」記載の墨書土器は、その年代が9世紀前半頃のものであることからすると、その「山幡」の地名は再編成され無くなった郷名ではなく、もともとそこに所在し、郷名ともなった「山幡村」の村名ではなかったかと考えられること。

この点については、同様に、平城京出土木簡にみられる「上総国武昌郡高舎里」や「安房国安房郡広湍郷」が『和名類聚抄』にはみられず、国郡郷里制から国郡郷制へと改編される段階で再編成されて行政的には郷名が無くなったと考えられるにもかかわらず、その里名・郷名が現地においては、地名として中世や近世の村名を経て現在へと続いていることから言えるのではないかと考えられること⁽⁹⁴⁾。

③『常陸国風土記』には、国郡里制の里名のほかに村の名前がその地名説話とともに記載されている。そのなかには、「能^の理^り波^は麻^ま村」と「乗^の浜^り里」,「安^あ布^か賀^か邑」と「相^あ鹿^か里」,「大^お生^お村」と「大^お生^お里」など行政組織である里と村が地名説話のなかで同じ名前の里・村として語られており、これらの三つの里は『和名類聚抄』にも郷名としてみえる。『常陸国風土記』では、村は地名説話や特徴ある地誌を有する場合、道順を示す場合などに記されているようであり、そのためか記載されている村の名は少ない。しかし、その中で、同じ名前で里と村が地名説話で記されている事例が少なからずあることは、行政組織である里の内に、里と同じ名前の村が存在していたことを示していると理解されること。

(2) 集落と家族

古代の房総については、下総国葛飾郡大島郷と倉麻（相馬）郡意布郷、鉦托（香取）郡山幡郷の戸籍が残されている。

そのうちの一つ、倉麻（相馬）郡意布郷については、第3章でみたように、その郷名や人名を記載した墨書土器が在地の複数の集落遺跡から出土したことによって、意布郷が複数の集落遺跡によって構成されていたことを示すとともに、それらの集落遺跡の竪穴住居等に住居し、生活していた人達が、実際に郷戸を構成する家族の成員として戸籍に登録されていたことを裏付けるものとなった。

この意布郷については、『正倉院文書』の天平宝字6（762）年3月20日の「奉写石山大般若所解」に下総国相馬郡邑（意布）郷出身の仕丁、久須原部広島の名がみえる。この久須原（波良）部広島は郷戸主久須原部音の戸口であり、年1回広島のために家族（郷戸）が600文の国養物を仕送りしていたことがうかがわれる⁽⁹⁵⁾。この郷戸主の久須原部音やその戸口の久須原部広島の家族が、どこの集落遺跡に居住していたのかは不明である。しかし、意布郷を構成していた我孫子市西大作遺跡や羽黒前遺跡、新木東台遺跡などを含め、その周辺一帯の集落遺跡のいずれかに居住していたことは間違いないだろう。

ところで、大島郷戸籍では記載されている人名のうち、そのほとんどの者が「孔王部」姓である。そして、その郷戸をみると、各郷戸主と房戸主の関係は、兄弟や従父兄弟、伯父、従子（甥）等血縁関係にある者で占められている場合がほとんどである。また、房戸の場合も、房戸主の夫婦（同居率は低い）と子供という単婚家族以外に房戸主の弟や妹・姉・従父兄弟、甥等傍系親を含んでいる場合が多い。この古代の戸籍に記載されている郷戸や房戸については、早くから多くの議論がある。特に、郷戸については実態説や法的擬制説、編戸説等があり一様ではない。しかし、大島郷の場合、戸籍に郷戸として登録されている人々に血縁関係を有する者が多いことは、大島郷を構成していた各集落に、各々実際に兄弟姉妹、従父兄弟、甥、姪等の血縁関係にある人達（血縁集団）が複数居住していたことを物語っていると理解される。

この点を踏まえて、下総国印幡郡村神郷を構成していた集落遺跡をみると、その多くは8世紀に入り形成された大規模な開発型集落であるが、そこから出土している人名記載墨書土器からみると、開発当初から「丈部」姓の者が多く居住していたことがうかがえる。

そして、村神郷のなかでも主要な集落遺跡である白幡前遺跡から出土した開発当初の頃（8世紀中～後半代・I～III期）の人名記載墨書土器を手懸かりとして、その墨書土器を出土した住居小群の分布と変遷及び伴出した墨書土器に記された文字の共有関係からみると、次のような点が指摘出来た。

①事例として取り上げた「丈部人足」の人名記載墨書土器を出土した住居小群については、その特徴と

して、次のア～エの4点があげられる。

ア。「丈部人足」の人名記載墨書土器を出土した竪穴住居は、この住居小群の中では最も古く、白幡前集落の開発に際して最初の段階に建てられた住居である。そして、その住居跡から出土した「丈部人足」の人面墨書土器の意味するところとその出土状態からみると、この竪穴住居が墨書土器に記された「丈部人足」とその家族の居住していた住居と判断されること。

イ. そして、この住居小群が、白幡前遺跡の開発当初から家地と考えられる小区域を占有していると把握されること。

ウ. その占有区域の中で、8世紀中頃後半から9世紀初頭頃までの間に、2回程継続的に竪穴住居等の建替えが行われていると把握されること。

エ. 「人足」の人名や「益」、「赤山」等の共通する文字を記した墨書土器が、建替えられたと考えられる竪穴住居跡から関連する形で出土していることから、これらの住居に居住していた人達相互の間に墨書土器に記された文字を共有する特別な関係があったと判断されること。

そして、なかでもア及びエにみられる特徴は、これまで発掘調査された古代の集落遺跡から析出された住居小群のなかでは、ほとんど例をみない事例ではないかと思われる。その意味では、「丈部人足」の人名記載墨書土器を出土した住居小群は、このア～エの特徴をもつことからみて、血縁関係の濃い、まさに一つの家族集団によって形成された住居小群であることを墨書土器の姿で具体的に示しているものと判断される。言い替えるならば、この住居小群は、「丈部人足」とその家族が、白幡前集落の開発に際してその一員として従事し、次世代にまでわたって形成した住居群の跡を具体的に示す事例として把握出来るものである。

②下総国葛飾郡大島郷の戸籍をみると、郷戸とそれを構成する小さな戸（房戸）が記載されている。その中の孔王部黒秦の郷戸を例にとると、その郷戸（大家族）は4つの房戸（小家族）から構成され、戸口数は全部で25人で、全員が孔王部である。その親族関係をみると表1のようになる。この孔王部黒秦の郷戸からみると、黒秦一族は郷戸主黒秦（50才）の房戸と黒秦の弟竜麻呂（33才）の房戸、従父弟の得麻呂（42才）、従父弟の古尼麻呂（41才）の房戸からなっている。そして、この房戸は夫婦とその子供のほか、弟や姉、妹さらにはその子供達を含んでおり、人数は5～7人程で構成されている。

これらの房戸として登録されている小家族が、集落においてどのように住居していたのか、その実態は明らかではないが、ここで取り上げた「丈部人足」とその家族の住居小群は、房戸として構成されている小家族の一端を集落遺跡において如実に示している1例ではないかと考えられる。

③「赤足」・「得足」の人名記載墨書土器を出土した2群E及びFグループの住居小群（対象としたI～III期）についてはすでに3章（2）で述べたように、①の「丈部人足」の住居小群のもつア～エの4点の特徴と類似した特徴をもつことから、2群Eの住居小群は「赤足」とその家族、2群Fの住居小群は「得足」とその家族によって各々形成された住居小群と把握された。

加えて、この両者には、ともに「文」の文字を共有する点、また、ほぼ同じ時期に互いに隣接して住居小群を形成している特徴があげられる。そして、これらの特徴を踏まえてその人名である「赤足」・「得足」についてみると、ともに「足」を共有する名前である。このような名前の一部を共有する事例については、大島郷戸籍等からみると兄弟姉妹の関係に多くみられることから、「赤足」・「得足」は兄弟の関係にあることが想定された。

また、「赤足」の2群Fの住居小群の東に隣接する2群Dの住居小群についても、「赤足」・「得足」の住居小群と同様の特徴をもつことから、この両者と関係の強い家族集団として把握された。

④小笠原好彦氏は、古代の集落遺跡において析出されている、数棟の住居がまとまって一定の空間を占め1つの単位をなすような住居小群=単位集団を家族として把握するとともに、その単位集団の分布やそこにみられる固有の文字の墨書土器とその分有関係等から古代家族の親縁性を把握しようと試みられている⁽⁹⁶⁾。また、関和彦氏は、そのような「単位集団」にみられる墨書土器に記された固有の文字と古代における「屋号」との関連を指摘されている⁽⁹⁷⁾。

2群D・E（「赤足」）、F（「得足」）の住居小群にみられる特徴に、さらに、小笠原氏や関氏の見解を加えて勘案すると、2群D・E・Fの住居小群（Ⅰ～Ⅲ期）を形成した家族集団は、兄弟や一族という血縁関係にある親族集団であったことをより明白に示しているのではないかと考えられる。

戸籍にみられた郷戸についてみると、②で示したように大島郷戸籍の孔王部黒秦の郷戸の場合、黒秦の房戸を含め兄弟や従父弟という血縁関係にある4つの房戸から構成されており、名前が記載されているのは25人である。このような郷戸の構成は必ずしも一般的とはいえないが、8世紀代の白幡前遺跡の集落を1つの事例として取り上げてみると、「丈部人足」の住居小群にみられる家族や、2群D・E・Fの2～3期の住居小群にみられるような家族集団を基に房戸が構成され、それを複数組合せ編戸することによって郷戸が構成されていた可能性が高いのではないかと推測される。

6. おわりに

本論は、県下の古代集落遺跡から出土している墨書土器に記された郷名や地名、人名を手懸かりとして、古代の郷・村・集落、さらには戸籍に登載されている家族について、考古学的にはどのように把握出来るかという問題意識のなかでとりまとめたものである。その骨子については、「はじめに」で述べたように、すでに概要を発表したり、あるいは資料をもとに口頭で述べた経緯がある⁽⁹⁸⁾。そのなかでも、特に印幡郡村神郷については、これまで小論を発表し、集落遺跡と郷や村、集落の係わり合いについて検討してきたが、その後、本論でも取り上げている上谷遺跡が発掘調査され、紀年銘のある郷名・人名記載の墨書土器や複数の人名記載の墨書土器が出土し、貴重な資料が得られている。現在、整理作業中ながら関係者の努力により併行して調査報告書が刊行されていることから、その一端を今回活用させていただいた。

本論のなかで、「村」については墨書土器では「○○村」という表記で村名が記載されている事例はないが、そこに地名という観点を導入することにより、考古資料からも古代の「村」について、幾分なりとも把握出来るのではないかと考えて論を展開してみた。又、「家族」（「戸籍」）の問題については、人名記載墨書土器を手懸かりに推論を重ねている。文献史学の方々からみれば、独断的な推論かもしれないが、多少なりとも今後の研究の進展に役立てられればと考えて、あえて取り上げてみた。この点については、上谷遺跡の全容が明らかとなれば、戸籍にみられる家族と考古学からみた住居小群=単位集団との関係など、本論で取り上げた白幡前遺跡の事例を上回る材料が得られるのではないかと期待している。その際には、改めて検討してみたいと考えている。

（財）千葉県文化財センターの研究紀要において、印幡郡村神郷について取り上げてから早や20年が経

過している。又、10年前には村神郷を構成する集落遺跡を分析し集落遺跡の構成や相互関係を解析して、郷や村・集落について小論を発表したが、今回本論で展開した古代の郷・村・集落とその相互関係については、今は亡き鬼頭清明氏が16年前にすでに文献史学の立場から考古資料も活用しつつ論述されているところでもある⁽⁹⁹⁾。筆者のこれまでの研究はその学恩を受けている点大きい。今回の小論が、その学恩に多少なりとも報いるものとなっているか心もとないが、浅学を省みず、また筆をとった次第である。大方のご叱正を賜れば幸いです。

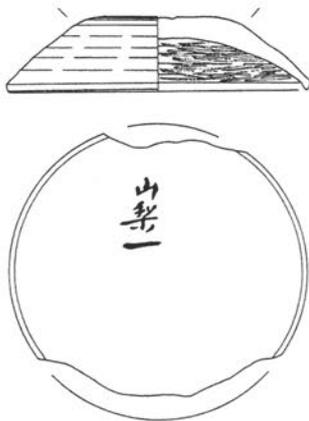
最後に、本論を作成するにあたり、(財)千葉県文化財センターの折原繁氏をはじめ関係者の皆様には執筆に際して、大変なご苦勞をおかけしました。また、手書き原稿を活字化するに際しては、井上千恵子さんにお骨折りいただきました。各々記して心より感謝申し上げる次第です。

○追記

脱稿後、1章(2)の郷名を表記した墨書土器の事例として、四街道市中台字馬込に所在する馬込No.1遺跡出土の「山梨一」記載墨書土器を欠落させていたことに気付いた。この資料は論旨を補強する資料でもあり、ここに追記しておきたい。

この墨書土器は1号竪穴住居跡(奈良時代)から出土した土師器蓋の内面に「山梨一」と墨書されているもので、時期は8C第3四半期～第4四半期頃に比定されている。出土した馬込No.1遺跡は「山梨郷□□」の郷名記載の墨書土器を出土した四街道市南作遺跡の西約1kmに所在していることから、千葉郡山梨郷の郷名「山梨」を表記したもので、遺跡地周辺一帯が山梨郷の故地にあたるものと推測されている

⁽¹⁰⁰⁾。



註

- (1) ①天野 努 1994 (「墨書土器と地名」覚書)「出土文字資料と地名」『千葉県史研究 第2号』千葉県
 ② 同 2001 「集落遺跡と墨書土器」『千葉県の歴史 通史編 古代2』千葉県
- (2) 平川 南 2000 「古代人の死と墨書土器」『墨書土器の研究』吉川弘文館
- (3) ①八千代市教育委員会 1998 「上谷遺跡平成10年度見学会資料」
 ②八千代市教育委員会 2001 『千葉県八千代市上谷遺跡(仮称)八千代カルチャータウン開発事業関連埋蔵文化財調査報告書Ⅰ』
 ③八千代市教育委員会 2003 『同 Ⅱ』
- なお、調査を担当された八千代市教育委員会 蕨 茂美・武藤健一両氏には、調査及び整理作業中-degree々資料を実見させていただき、御教示を受けた。また、同教育委員会 朝比奈竹男・常松成人両氏は遺跡見学・資料確認等に際し種々御配慮いただいた。
- (4) (財)千葉県文化財センター 1984 『八千代市権現後遺跡』
- (5) (財)千葉県文化財センター 1985 『八千代市北海道遺跡』
- (6) 本論では郷名比定地については、次の文献によっている。
 天野 努 2001 「古代房総三国の郡・郷・里の変遷と比定地一覧」『千葉県の歴史 通史編 古代2』千葉県
- (7) ①天野 努 1984 「下総国印旛郡村神郷とその故地」『(財)千葉県文化財センター研究紀要10』 (財)千葉県文化財センター
 ② 同 (財)千葉県文化財センター 1994 「古代東国村落と集落遺跡」『(財)千葉県文化財センター研究紀要16』
- (8) ①1999 『平成9年度 財団法人印旛郡市文化財センター年報14』・② 2000 『同年報15』・③ 2000 『同年報16』
 (財)印旛郡市文化財センター
- (9) 註8 ①
- (10) 註8 ③
- (11) 註8 ③
- (12) 註8 ②
- (13) 佐倉市教育委員会 1986 「広遺跡 遺構と遺物」『坂戸遺跡』
- (14) 「清水作遺跡 遺構と遺物」 註13文献
- (15) 註8 ①・②
- (16) (財)印旛郡市文化財センター 1998 『平成8年度 財団法人印旛郡市文化財センター年報13』
- (17) ①黒沢哲郎 1995 「信濃台遺跡」『事業報告Ⅳ』 (財)香取郡市文化財センター
 ② 同 1997 「墨書土器」『かとり 第3号』 (財)香取郡市文化財センター
- (18) この墨書土器については、出土当時実見し、香取郡市文化財センター 平野功氏より御教示を受けた。
- (19) 1989 『千葉県香取郡誌』(復刻版) (株)千秋社
- (20) 戸村勝司郎 1995 「信濃台Ⅱ遺跡」『事業報告Ⅳ』 (財)香取郡市文化財センター
- (21) 平野 功 1995 「坂並白貝墳群22号墳」『事業報告Ⅳ』 (財)香取郡市文化財センター
- (22) ①平川 南・栗田則久 1986 「佐原市吉原三王遺跡出土の墨書土器」『考古学雑誌』第71巻第3号 日本考古学会
 ②1990 『佐原市吉原三王遺跡-東関東自動車道路埋蔵文化財調査報告書Ⅴ(佐原地区2)』(財)千葉県文化財センター
 ③栗田則久 2000 「事例報告(吉原三王遺跡)」『研究連絡誌』第57号 (財)千葉県文化財センター

- ④栗田則久 2001 「吉原三王遺跡」『千葉県の歴史 資料編 考古3 (奈良・平安時代)』 千葉県
- (23) 千葉県 2001 『千葉県の歴史 資料編 古代』 P68
- (24) ①長部山遺跡発掘調査会 1980 『佐原市長部山遺跡』
- ②(財)香取郡市文化財センター 1991 『千葉県佐原市長部山遺跡』
- (25) 佐原市遺跡調査会 1986 『佐原市丁子コバッチ遺跡調査報告書』
- (26) 1999 辻 史郎「意布郷久須波良部の墨書土器」『日本歴史』(1999年8月号) 吉川弘文館
- なお、この西大作遺跡出土の「意布郷」記載墨書土器をはじめ、後述する新木東台遺跡出土の「泉久須波良部尼刀女」墨書土器、羽黒前遺跡出土の「久須波良部廣主咩」墨書土器については、我孫子教育委員会 石田守一氏、西沢隆治氏の御配慮を受け実見させていただいた。
- (27) (財)千葉県文化財センター 1980 『千葉県我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』
- (28) 註26
- (29) ①註26及び②平川 南 2001 「律令行政と文書」『千葉県の歴史 通史編 古代2』 千葉県
- (30) 山田遺跡調査会 1977 『山田水呑遺跡』
- (31) 山武考古学研究所 1987 『作畑遺跡』
- (32) (財)山武郡市文化財センター 1996 『大網山田台遺跡群Ⅲ』
- (33) (財)山武郡市文化財センター 1997 『大網山田台遺跡群Ⅳ』
- (34) ①(財)印旛郡市文化財センター 2003 『(財)印旛郡市文化財センター第7回遺跡発表会要旨』
- ②(財)印旛郡市文化財センター 2004 『平成14年度財団法人印旛郡市文化財センター年報19』
- (35) (財)香取郡市文化財センター 1993 『古屋敷遺跡』
- (36) (財)香取郡市文化財センター 1992 『千葉県香取郡小見川町御座ノ内遺跡』
- (37) ①平野 功 1992 「地名考(1)」『香取通信』302
- ②原田享二 1993 「『下総国鉦托郡少幡郷』についての覚書」『大利根博物館調査研究報告』第5号
- ③註29の②
- (38) (財)山武郡市文化財センター 1994 『千葉県大網白里町 南麦台遺跡』
- (39) (財)山武郡市文化財センター 1994 『千葉県大網白里町 砂田中台遺跡』
- (40) (財)山武郡市文化財センター 1991 『千葉県大網白里町 中林遺跡』
- (41) (財)山武郡南部地区文化財センター 1989 『千葉県大網白里町 宮台遺跡』
- (42) 『日本古典文学大系2 風土記』による
- (43) ①石田守一 1987 「我孫子市新木東台遺跡」『房総における歴史時代土器の研究』 房総歴史考古学研究会
- ②同 1998 「新木東台遺跡」『千葉県の歴史 資料編 考古3 (奈良・平安時代)』 千葉県
- (44) 小林信一 1997 「Ⅲ各論1 仏器・瓦塔・墨書土器」『千葉県文化財センター 研究紀要18』(財)千葉県文化財センター
- (45) 千葉県教育委員会 1987 『佐倉市長熊廃寺跡確認調査報告書』
- (46) (財)印旛郡市文化財センター 1993 『高岡遺跡群』
- (47) 註46
- (48) 註46
- (49) 註46
- (50) 『日本古典文学全集 日本霊異記』による

- (51) 『日本霊異記』にみられる村落内の「草堂」の多くが、村落名・地字名を草堂名としている点については、佐々木慶一氏が次の論文ですでに指摘されている。
- 佐々木慶一 1971 「八世紀の村落における仏教」『民衆史研究』9号 民衆史研究会
- (52) (財)山武郡市文化財センター 1997 『山田・宝馬古墳群(1020地点)』
- (53) 石田広美ほか 1997 (財)千葉県文化財センター 「遺跡一覧表」『千葉県文化財センター 研究紀要18』
- (54) 註52
- (55) ①田形孝一 1994 (草刈に寺はあったか?) 「出土文字資料と地名」『千葉県史研究 第2号』 千葉県
 ②田形孝一・立和名明美 1998 「草刈遺跡」『千葉県の歴史 資料編 考古3 (奈良・平安時代)』
- (56) 註13
- (57) 註14
- (58) 千葉県教育委員会 1997 『千葉県埋蔵文化財分布地図(1) - 東葛飾・印旛地区(改訂版) -』
- (59) (財)千葉県文化財センター 1994 『佐倉市六拾部遺跡』
- (60) ①『吾妻鏡』 文治2年3月12日条所収・同年2月日付関東御知行国乃貢末済荘々目録
 ②千葉県 1962 「神宮寺文書」『千葉県史料諸家文書』
- (61) (財)印旛郡市文化財センター 1987 『千葉県佐倉市高崎新山遺跡発掘調査報告書』
- (62) (財)千葉県文化財センター 1993 『佐倉市南広遺跡』
- (63) (財)千葉県文化財センター 1991 『佐倉市栗野Ⅰ・Ⅱ遺跡』
- (64) (財)千葉県文化財センター 1987 『佐倉市腰巻遺跡』
- (65) (財)千葉県文化財センター 1983 『佐倉市立山遺跡』
- (66) (財)印旛郡市文化財センター 2001 『千葉県成田市川栗遺跡群Ⅲ』
- (67) 註60
- (68) (財)印旛郡市文化財センター 1999 『千葉県成田市川栗遺跡群Ⅰ』
- (69) (財)印旛郡市文化財センター 1998 『千葉県成田市川栗遺跡群Ⅱ』
- (70) 註66
- (71) 註66
- (72) 註22
- (73) 千葉県 1957 「舊大禰宜家文書」『千葉県史料中世篇 香取文書』
- (74) 註22の①
- (75) 註22の①
- (76) 註22の①, ④
- (77) 註24
- (78) 註73
- (79) 註25
- (80) 千葉県 1957 「舊大禰宜家文書」『千葉県史料中世篇 香取文書』
- (81) 千葉県 1957 「舊案主家文書」『千葉県史料中世篇 香取文書』
- (82) (財)千葉県文化財センター 1991 『八千代市白幡前遺跡』
- (83) 千葉県 1957 「香取神宮文書」・「舊大禰宜家文書」『千葉県史料中世篇 香取文書』

- (84) 註7 ②
- (85) ①千葉県 1996 「出土文字資料集成」『千葉県の歴史 資料編 古代』
②註1 ②
- (86) 千葉県 1996 『千葉県の歴史 資料編 古代』
- (87) (財) 千葉県文化財センター 1987 『八千代市井戸向遺跡』
- (88) ①八千代市教育委員会 1982 『千葉県八千代市高津新山遺跡』・②1983 「同 Ⅱ」・③1984 「同 Ⅲ」
④高津新山遺跡調査会 1990 「高津新山遺跡出土品展示会資料」
⑤天野 努 1995 「古代東国村落と集落遺跡」『研究紀要16』 (財) 千葉県文化財センター
- (89) (財) 千葉県都市公社 1974 『八千代市村上遺跡群』
- (90) 註29の②文献
- (91) 関 和彦 1994 「古代戸籍と婚姻」『日本古代社会生活史の研究』 校倉書房
- (92) 註29の②文献
- (93) 萱田地区の遺跡群のなかで、「文」の墨書土器はⅠ期(8C中葉)の段階で、白幡前遺跡1群Bの建物群の竪穴住居跡から1点、白幡前遺跡の北側の谷を隔てた井戸向遺跡Ⅲ群の建物群の竪穴住居跡から1点(線刻)が出土している。そして、Ⅱ、Ⅲ期になると白幡前遺跡の2群D・E・Fグループのほか、2群Cと3群の建物群でも出土している。この点については、すでに註7の②文献で、「文」の文字の継承を血縁関係を有する人(集団)の移動を含めて論及しているが、本論では「家族」を析出する上で、複雑さをさける為に、あえて白幡前遺跡2群D・E・Fを対象をしぼって論じている。
- (94) 註6文献
- (95) 河名 勉 2001 「奴婢の貢納と仕丁の労働」『千葉県の歴史 通史編 古代2』 千葉県
- (96) 小笠原好彦 1996 「古代の家族」『考古学による日本歴史15 家族と住まい』 雄山閣
- (97) 関 和彦 1994 「古代の「屋号」と実態的共同体」『日本古代社会生活史の研究』 校倉書房
- (98) 天野 努 2002 「出土文字資料が語る古代房総の地域社会」『千葉県史講座7 公開講座資料』 千葉県史料研究財団
- (99) 鬼頭清明 1989 「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告第22集 協同研究「古代の集落」』 国立歴史民俗博物館
- (100) 阿部寿彦 2002 『平成13年度四街道市遺跡発掘調査報告書』 四街道市教育委員会